

は じ め に

安堵町では、平成 25 年 3 月に策定した「第 2 期安堵町障害者計画」に基づき、障害のある人もない人も、知恵と力を出しあい、協力しあいながら、地域で安心してともに暮らすまちづくりを目指してきました。

また、平成 27 年 3 月には、「第 4 期安堵町障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の基盤整備を推進してまいりました。

一方、国では平成 25 年 4 月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行され、障害のある人の地域生活の更なる支援やニーズの多様化へのきめ細かな対応に合わせたサービスの質の確保、向上に向けた環境整備を進めています。

このたび、本町では、障害者を取り巻く現状と課題を再確認し、『みんながふれあい とともに暮らし 安堵するまち』を目指し、「安堵町第 3 期障害者計画及び第 5 期障害福祉計画（第 1 期障害児福祉計画）」を策定いたしました。

今後も、障害のある人もない人も住み慣れたまちで地域の人たちとともに安心して生活できるまちづくりに取り組んでまいりますので、住民の皆様のご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました皆様、また様々な視点からご審議頂きました策定委員並びに関係各位に心からお礼を申し上げます。

本計画が円滑に推進されるよう、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成 30（2018）年 3 月

安堵町長 西本 安博

目 次

第1部 総論	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の法的根拠	3
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定体制	4
6. 計画の目標と基本理念	5
第2章 安堵町の障害のある人の状況	6
1. 総人口の推移	6
2. 障害のある人の状況	6
3. アンケート調査結果からみる障害のある人の状況	11
第3章 前計画における主な取組みと課題	21
1. 理解と協力の促進	21
2. 教育・育成の充実	22
3. 雇用・就労の促進	23
4. 保健・医療の充実	23
5. 福祉の充実	24
6. 住みよい福祉のまちづくりの推進	25
7. 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進	26
8. 第4期安堵町障害者福祉計画の成果目標の達成状況	27
第4章 計画の施策体系	33

第2部 各論	35
第1章 第3期安堵町障害者計画（分野別施策の方向）	36
1. 理解と協力の促進	36
2. 教育・育成の充実	39
3. 雇用・就労の促進	41
4. 保健・医療の充実	42
5. 福祉の充実	44
6. 住みよい福祉のまちづくりの推進	46
7. 社会参加と自立の促進	47
第2章 第5期安堵町障害福祉計画	48
1. 数値目標	48
3. 地域生活支援事業の見込み（活動指標）	57
第3章 第1期障害児福祉計画	66
1. 数値目標	66
2. 障害児福祉サービスの見込み（活動指標）	67
第4章 計画の円滑な推進に向けて	70
1. 計画の推進体制	70
2. 計画の進行管理と評価	71
資料編	72
安堵町障害者計画及び安堵町障害福祉計画策定委員会設置要綱	72
策定委員名簿	73
計画策定経過	74

第1部 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

本町においては、平成25年3月に「第2期安堵町障害者計画」を策定し、『みんながふれあい ともに暮らし 安堵するまち』を基本理念とし、障害のある人に係る施策を計画的に推進してきました。また、平成27年3月に「安堵町第4期障害福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等に努めてきました。

その間、国においては、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の批准書が国連に寄託され、これにより、平成26年2月19日に我が国において効力を生ずることとなりました。国では、この権利条約批准に向け、様々な国内法を整備してきましたが、なかでも、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）は、平成28年4月の施行に伴い、各自治体それぞれが具体的な取り組みの推進に向けて体制を整備しているところです。

また、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）は、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討が行われ、平成28年5月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正が成立しました。

改正の内容には、各市町村では引き続き「障害者総合支援法」に基づき「障害福祉計画」を策定するとともに、「児童福祉法」の改正では新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

一方で地域社会に目を向けると、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現には、まだ多くの課題が残されています。この度、これまでの町の取り組みに、新たな国の障害者制度の動向や県の動向を踏まえ、本町におけるさらなる障害のある人福祉のまちづくりを推進するため、「安堵町第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の法的根拠

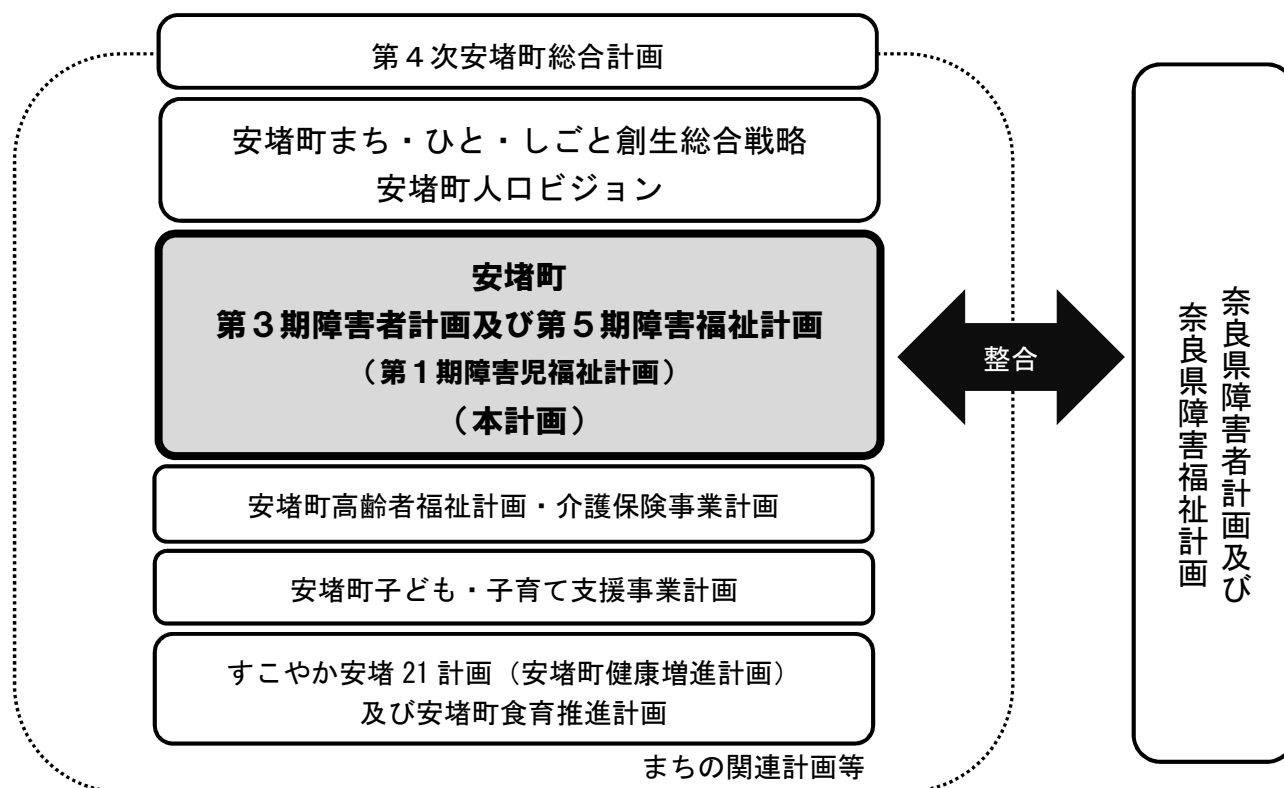
第3期障害者計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本町における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

第5期障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

第1期障害児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施について定めた計画です。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「第4次安堵町総合計画」の障害者施策の部門別計画として、また、「安堵町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等の関連する計画との整合を図り、策定するものです。



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、「第3期障害者計画」を平成30(2018)年度～平成34(2022)年度までの5年間とし、「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」を平成30(2018)年度～平成32(2020)年度の3年間とします。

区分	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度
障害者計画	第3期障害者計画				
障害福祉計画	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画	
障害児福祉計画	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画	

5. 計画の策定体制

安堵町障害者基本計画及び安堵町障害福祉計画策定委員会を開催し、本計画についての意見交換及び審議を行いました。

また、本計画の策定に先立ち、障害のある人の生活状況や障害者施策に関する意見等を把握し、計画の見直し及び今後の障害者施策を検討するための基礎資料とするため、町内の各種障害者手帳を持つ方（精神障害のある人については、自立支援医療費（精神通院）の助成を受けている方も含む）を対象に、「障害者計画策定のためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

6. 計画の目標と基本理念

(1) 基本理念

本計画においては、旧計画からの「障害のある人もない人も、知恵と力を出し合い、協力しあいながら、みんなが地域で安心してともに暮らすまちを創り上げること」を継承し、国の制度改革を踏まえ以下の目標を定めています。

《基本理念》
みんながふれあい　ともに暮らし　安堵するまち

(2) 基本目標

◆障害のある人に対する理解の推進

ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人に対する正しい理解と認識を住民全体に広め、障害の有無にかかわらず、互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し認め合い偏見や差別のない、ともに生きるまちづくりを推進します。

◆自立した生活への支援とバリアフリーの促進

障害のある人自身がサービスを選択し、必要な支援を受けながら、地域でその人らしく生活することができるよう、障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

また、障害のある人の尊厳が守られ、社会参加を妨げる障壁のない暮らしやすい地域づくりを推進します。

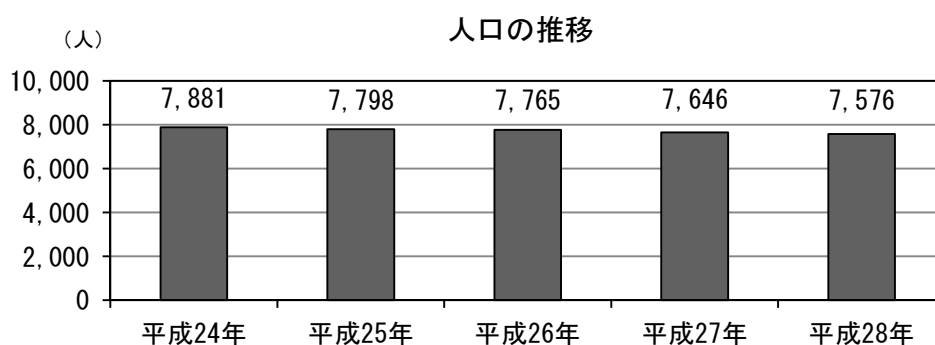
◆障害のある人にやさしいまちづくり

社会参加の妨げとなる障壁をなくし、障害のある人が様々な活動に参加できる機会が確保されるように努めます。また、誰もが、安全・安心に生活できるよう、ハード・ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったやさしいまちづくりを推進します。

第2章 安堵町の障害のある人の状況

1. 総人口の推移

本町の総人口は、平成24年から平成28年まで減少傾向で推移し、平成28年の人口は7,576人となっています。



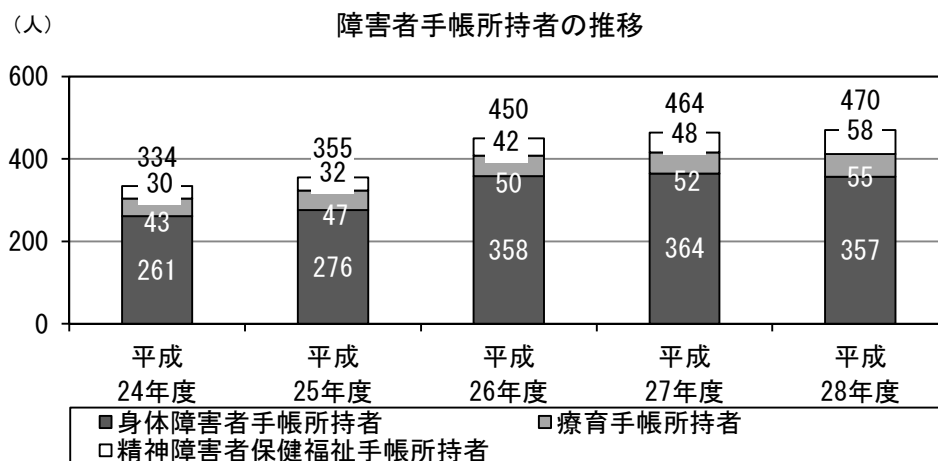
資料：住民基本台帳／各年10月1日現在

2. 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数は、平成24年度から平成28年度にかけて増加傾向で推移し、平成28年度の障害者手帳所持者人口は470人となっています。

障害別でみると、「身体障害者手帳所持者」が357人で最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳所持者」が58人、「療育手帳所持者」が55人となっています。



資料：健康福祉課調べ／各年3月31日現在

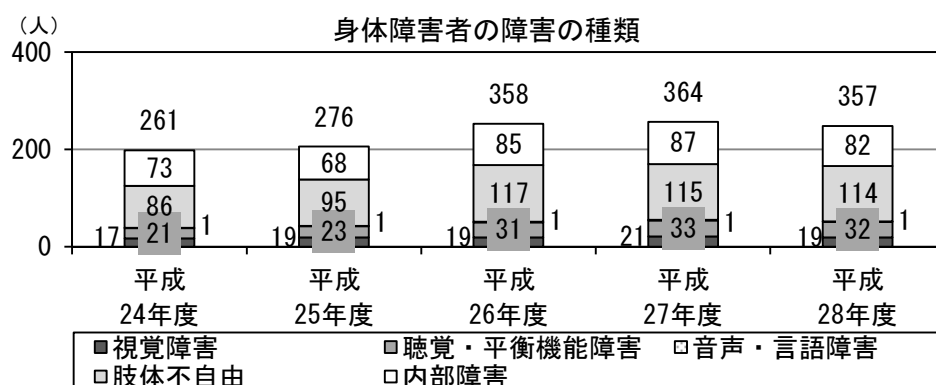
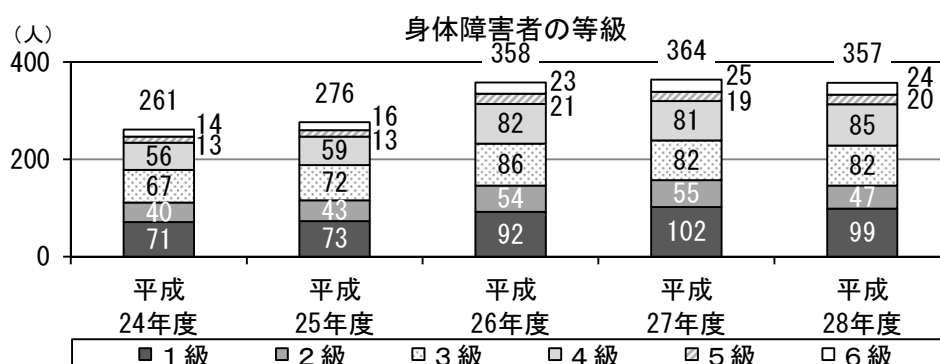
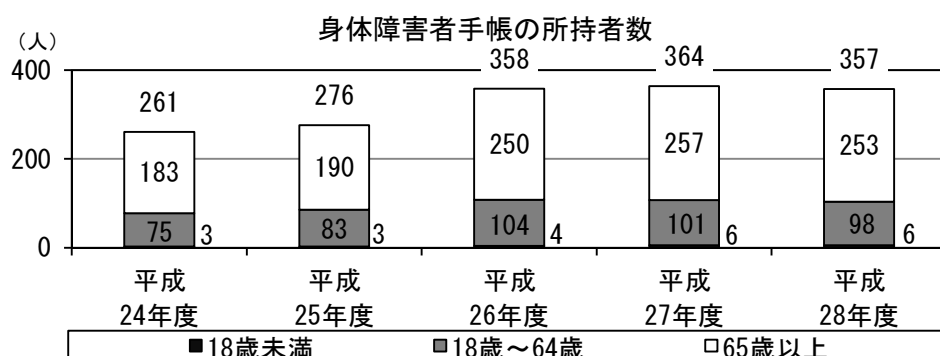
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の状況は、平成 26 年度に大きく増加し、その後横ばいに推移しています。

平成 28 年度を年齢別でみると、「65 歳以上」が最も多く 253 人、次いで「18 歳～64 歳」が 98 人、「18 歳未満」は 6 人となっています。

等級別でみると、各級ともに増減を繰り返しながら推移する中で、平成 28 年度は「1 級」が 99 人と最も多く、平成 24 年度から 28 人の増加となっています。

障害の種類別でみると、各年度ともに「肢体不自由」が最も多く、また、「聴覚・平衡機能障害」は増加傾向で推移しています。



資料：健康福祉課調べ／各年 3 月 31 日現在

※障害の種類は 1 人の障害のある人が重複して障害がある場合があることから、各種別の合計と身体障害者手帳所持者数は一致しません

(3) 療育手帳所持者数の状況

療育手帳所持者の総数は増加傾向で推移し、平成 28 年度は 55 人となっています。年齢別でみると「18 歳～64 歳」が最も多く、平成 28 年度は 44 人となっており総数の 80%となっています。また、「18 歳未満」は増加傾向で推移しています。

療育手帳所持者数

単位（人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	3	4	7	8	11
18 歳～64 歳	40	43	43	44	44
65 歳以上	0	0	0	0	0
総 数	43	47	50	52	55

資料：健康福祉課調べ／各年 3 月 31 日現在

等級別でみると、各年度ともに「軽度 B2」が最も多く、平成 28 年度は 22 人となっており、総数の 40%となっています。

療育手帳所持者の等級別

単位（人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
最重度 A 1	8	12	12	12	12
重度 A 2	8	9	9	9	9
中度 B 1	9	9	10	12	12
軽度 B 2	18	17	19	19	22
総 数	43	47	50	52	55

資料：健康福祉課調べ／各年 3 月 31 日現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者福祉手帳所持者数の総数は、増加傾向で推移し、平成 28 年度は 58 人となっています。年齢別でみると、各年度ともに「18 歳～64 歳」が最も多く、次いで「65 歳以上」となっており、「65 歳以上」はほぼ横ばいで推移しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位（人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	0	0	0	0	2
18 歳～64 歳	25	27	37	43	50
65 歳以上	5	5	5	5	6
総 数	30	32	42	48	58

資料：健康福祉課調べ／各年 3 月 31 日現在

等級別でみると、各級とも増加傾向で推移しています。また、各年度ともに「2 級」が最も多く、平成 28 年度は 38 人となっており総数の 65.5%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別

単位（人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	5	6	7	8	8
2 級	21	22	29	33	38
3 級	4	4	6	7	12
総 数	30	32	42	48	58

資料：健康福祉課調べ／各年 3 月 31 日現在

(5) 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療受給者数をみると、「更生医療」は平成 26 年度をピークに減少傾向、「育成医療」「精神通院医療」はともに増加傾向で推移しています。中でも「精神通院医療」は平成 28 年度には 102 人となっており、前年度と比べ約 30%と急速に増加しています。

自立支援医療受給者数

単位（人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
更生医療	25	30	31	27	29
育成医療	1	0	2	3	3
精神通院医療	4	10	19	32	102

資料：健康福祉課調べ／各年 3 月 31 日現在

（６）特定医療費受給者数（指定難病患者）

特定医療費受給者数をみると、「指定難病」は増加傾向、「小児慢性特定疾患」は増減を繰り返しながら増加傾向で推移しています。

特定医療費受給者数

単位（人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
指定難病	53	50	55	57	65
小児慢性特定疾患	6	3	3	4	8

資料：健康福祉課調べ／各年３月３１日現在

※「難病法」では、名称が「特定疾病」から「指定難病」に変わり、平成 27 年 1 月 1 日から対象となる疾病が拡大。さらに、平成 27 年 7 月 1 日から指定疾病が 306 疾病に拡大、平成 29 年 4 月 1 日から 330 疾病に拡大。

（７）特別支援学級・特別支援学校の在籍者数

町内の特別支援学級における在籍者数は、平成 28 年度で小学校が 9 人、中学校が 5 人となっています。特別支援学校における在籍者数は、平成 28 年度で小学部が 2 人となっています。

特別支援学級の在籍者数

単位（人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校	6	7	9	10	9
中学校	2	2	1	2	5
通級教室	0	0	0	0	0

資料：健康福祉課調べ／各年３月３１日現在

特別支援学校の在籍者数

単位（人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学部	1	1	1	1	2
中学部	0	0	0	0	0

資料：健康福祉課調べ／各年３月３１日現在

3. アンケート調査結果からみる障害のある人の状況

調査概要

- 調査地域 : 安堵町全域
- 調査対象者 : 安堵町内に在住する障害のある住民及び施設入所者等
- 調査期間 : 平成 29 年 7 月（調査票の作成、配布、調査、回収）
- 調査方法 : 調査票による本人記入方式（本人の記入が困難な場合代筆可）、郵送配布・郵送

調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
448	242	54.1%

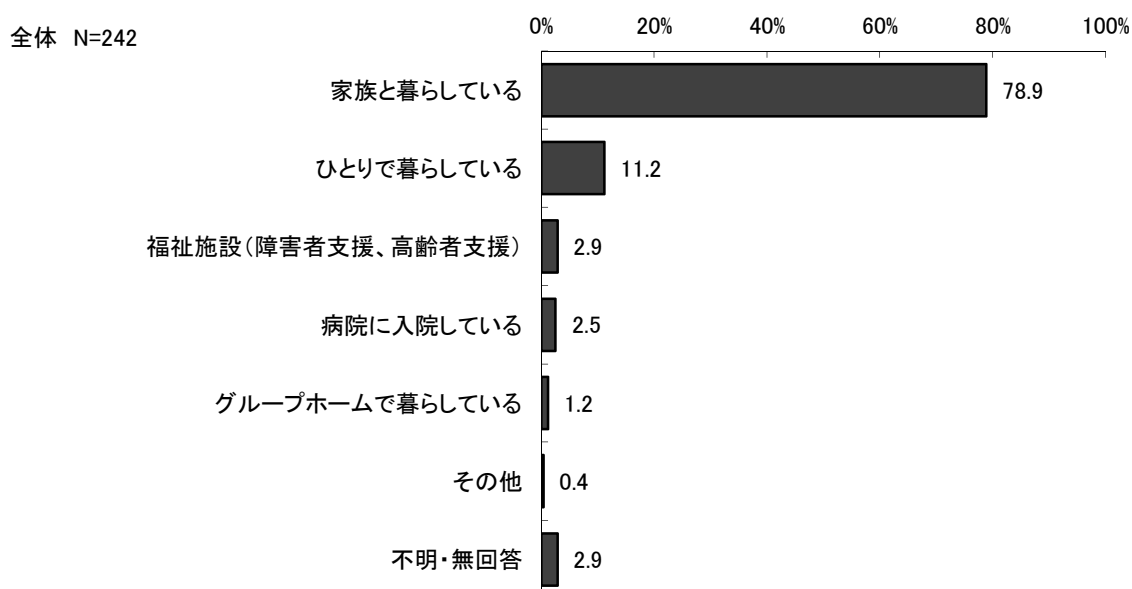
報告書の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。
- 設問文末尾に記載がない場合は
単数回答の設問、記載がある場合は複数回答の設問を表しています。
- 本文中では「身体障害者手帳所持者」は『身体』、「療育手帳所持者」は『知的』、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は『精神』と表示しています。
- 障害種別による集計は手帳不所持者、不明・無回答者を除いているため、全体の合計とは一致しません。

（１）現在、どのように暮らしていますか。

現在、どのように暮らしているかについてみると、「家族と暮らしている」が78.9%と最も多く、次いで「ひとりで暮らしている」が11.2%、「福祉施設（障害者支援、高齢者支援）」が2.9%となっています。

『身体』『知的』『精神』いずれも「家族と暮らしている」の割合が多くなっています。

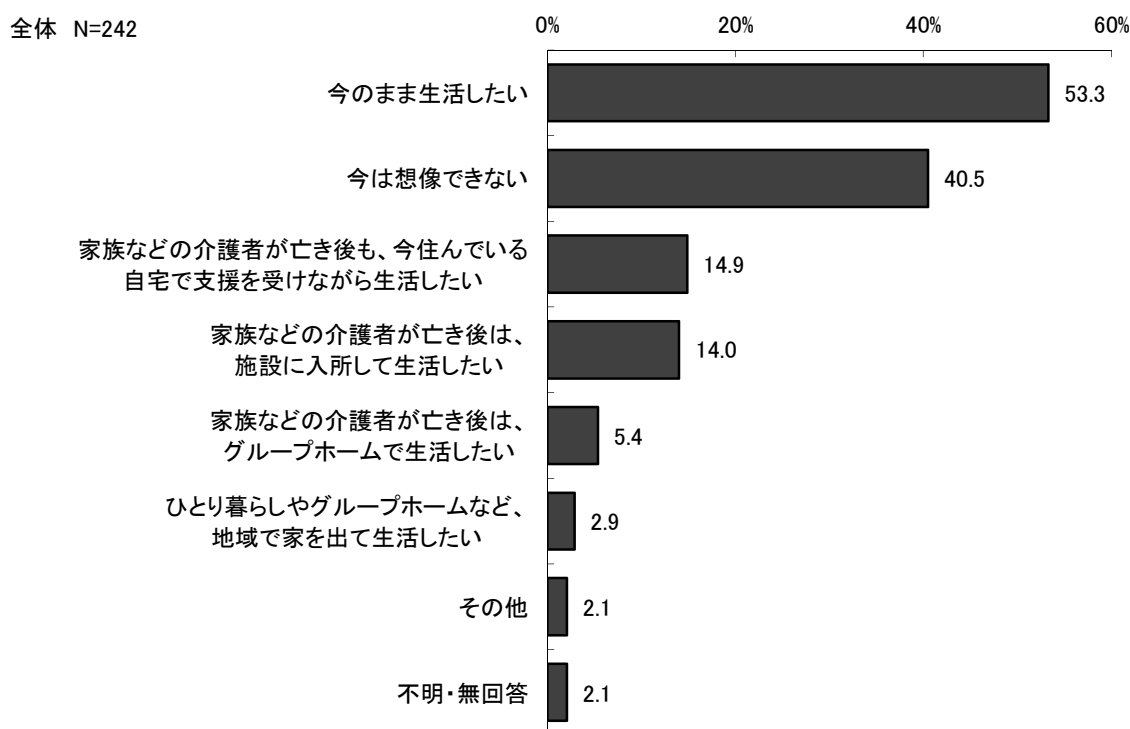


下 段 / / 度 数	家 族 と 暮 ら し て い る	ひ と り で 暮 ら し て い る	グ ル ー プ ホ ー ム で 暮 ら し て い る	病 院 に 入 院 し て い る	福 祉 施 設 （ 障 害 者 支 援 ）	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全 体 N=242	191 78.9	27 11.2	3 1.2	6 2.5	7 2.9	1 0.4	7 2.9
身 体 N=186	148 79.6	21 11.3	1 0.5	6 3.2	6 3.2	1 0.5	3 1.6
知 的 N=22	22 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
精 神 N=26	20 76.9	3 11.5	2 7.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 3.8

(2) 今後（将来）、どのように生活したいですか。（複数回答可）

今後（将来）、どのように生活したいかについてみると、「今のまま生活したい」が53.3%と最も多く、次いで「今は想像できない」が40.5%、「家族などの介護者が亡き後も、今住んでいる自宅で支援を受けながら生活したい」が14.9%となっています。

『身体』『知的』『精神』いずれも「今のまま生活したい」の割合が多くなっています。

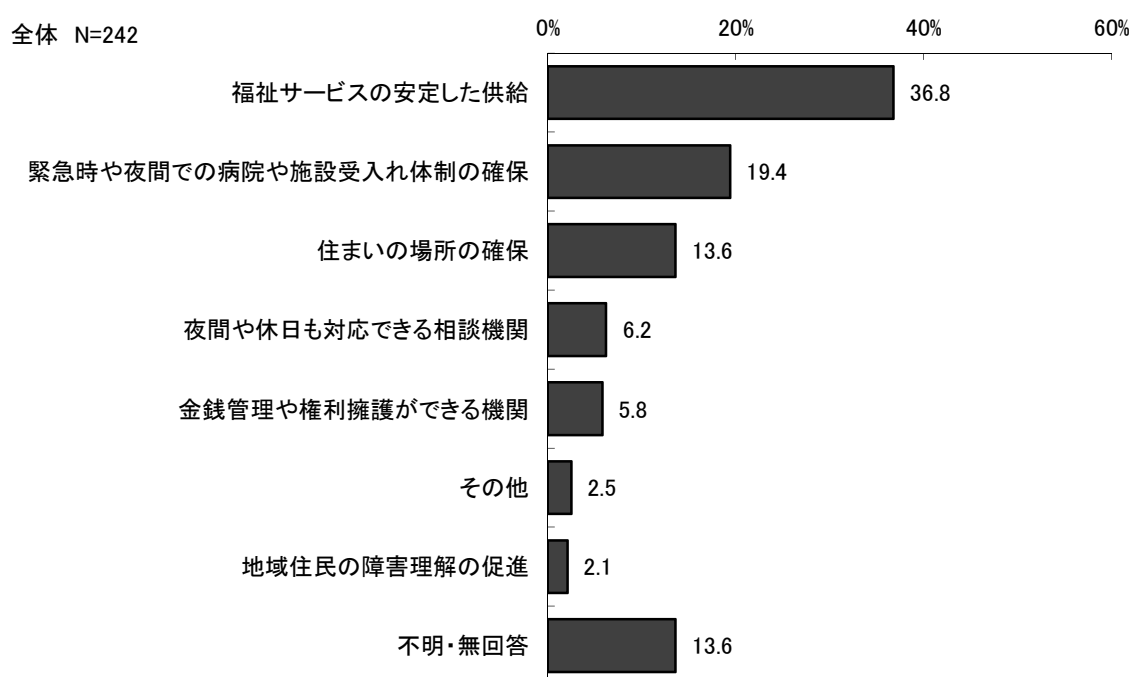


下 段 / / 度 数	今 の ま ま 生 活 し た い	今 は 想 像 で き な い	援 も、 家 族 な ど の 介 護 者 が 亡 き 後 に も、 今 住 ん で い る 自 宅 で 支 援 を 受 け な が ら 生 活 し た い	た い、 家 族 な ど の 介 護 者 が 亡 き 後 に、 施 設 に 入 所 し て 生 活 し た い	は、 家 族 な ど の 介 護 者 が 亡 き 後 に、 グ ル ー プ ホ ー ム で 生 活 し た い	て 生 活 し た い、 ホ ー ム な ど、 地 域 で 家 を 出 て 生 活 し た い	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体 N=242	129 53.3	98 40.5	36 14.9	34 14.0	13 5.4	7 2.9	5 2.1	5 2.1
身体 N=186	101 54.3	79 42.5	26 14.0	26 14.0	10 5.4	3 1.6	4 2.2	3 1.6
知的 N=22	10 45.5	7 31.8	5 22.7	5 22.7	2 9.1	2 9.1	0 0.0	0 0.0
精神 N=26	15 57.7	8 30.8	6 23.1	3 11.5	1 3.8	2 7.7	1 3.8	0 0.0

(3) 家族などの介護者の亡き後やグループホームの利用を行う場合、あるいはひとり暮らしを行う場合に、特に必要と考えることは何ですか。

家族などの介護者の亡き後やグループホームの利用を行う場合、あるいはひとり暮らしを行う場合に、特に必要と考えることについてみると、「福祉サービスの安定した供給」が36.8%と最も多く、次いで「緊急時や夜間での病院や施設受入れ体制の確保」が19.4%、「住まいの場所の確保」が13.6%となっています。

『身体』『精神』は「福祉サービスの安定した供給」、『知的』は「金銭管理や権利擁護ができる機関」の割合が多くなっています。

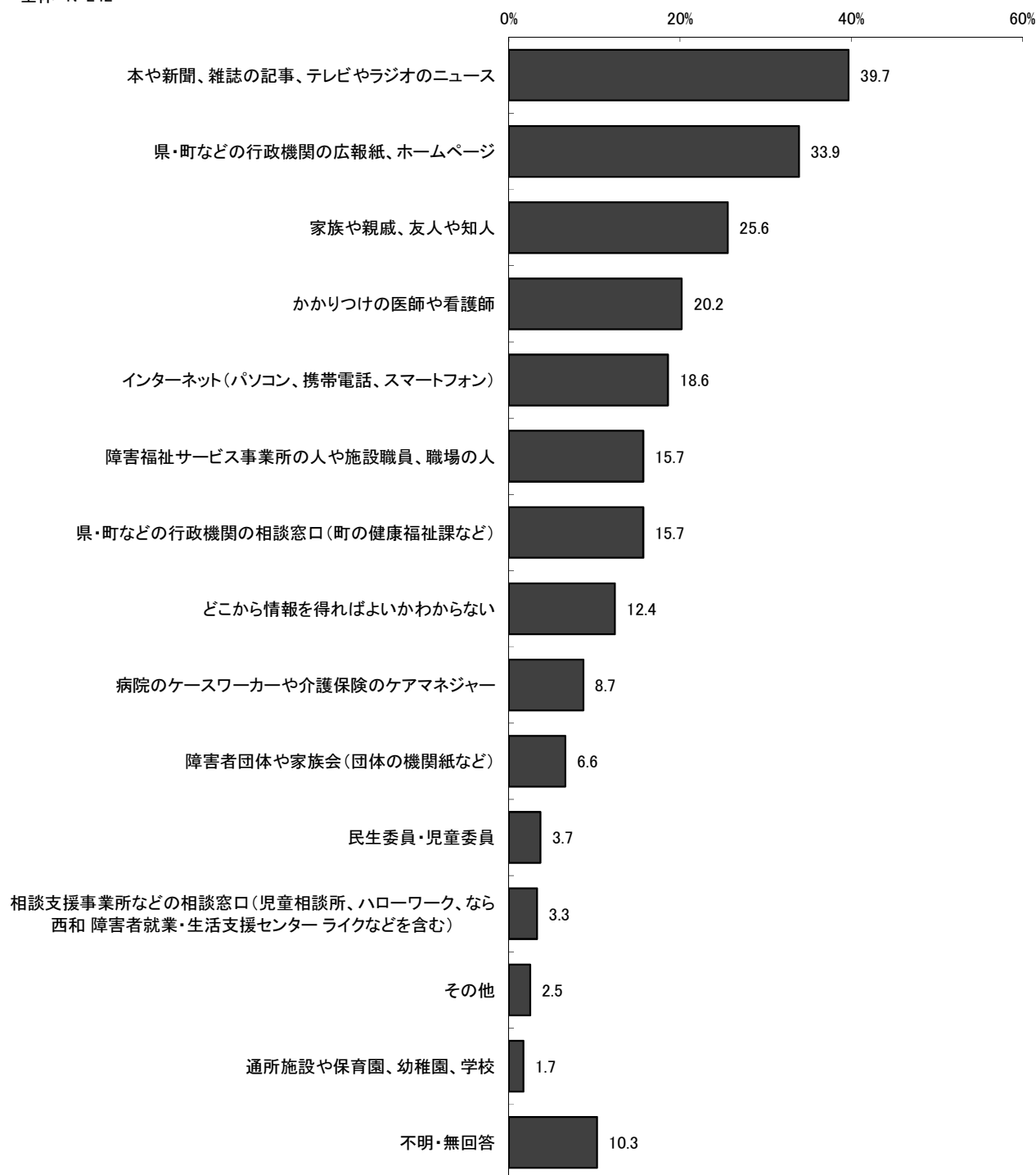


下 段 / / 度 数	福祉サービスの安定した供給	緊急時や夜間での病院や施設受入れ体制の確保	住まいの場所の確保	相談機関や休日にも対応できる	金銭管理や権利擁護ができる機関	地域住民の障害理解の促進	その他	不明・無回答
全体 N=242	89 36.8	47 19.4	33 13.6	15 6.2	14 5.8	5 2.1	6 2.5	33 13.6
身体 N=186	72 38.7	41 22.0	24 12.9	15 8.1	4 2.2	2 1.1	4 2.2	24 12.9
知的 N=22	5 22.7	3 13.6	4 18.2	0 0.0	6 27.3	1 4.5	1 4.5	2 9.1
精神 N=26	9 34.6	3 11.5	6 23.1	0 0.0	3 11.5	2 7.7	1 3.8	2 7.7

（４）障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（複数回答可）

障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いかについてみると、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が39.7%と最も多く、次いで「県・町などの行政機関の広報紙、ホームページ」が33.9%、「家族や親戚、友人や知人」が25.6%となっています。

全体 N=242



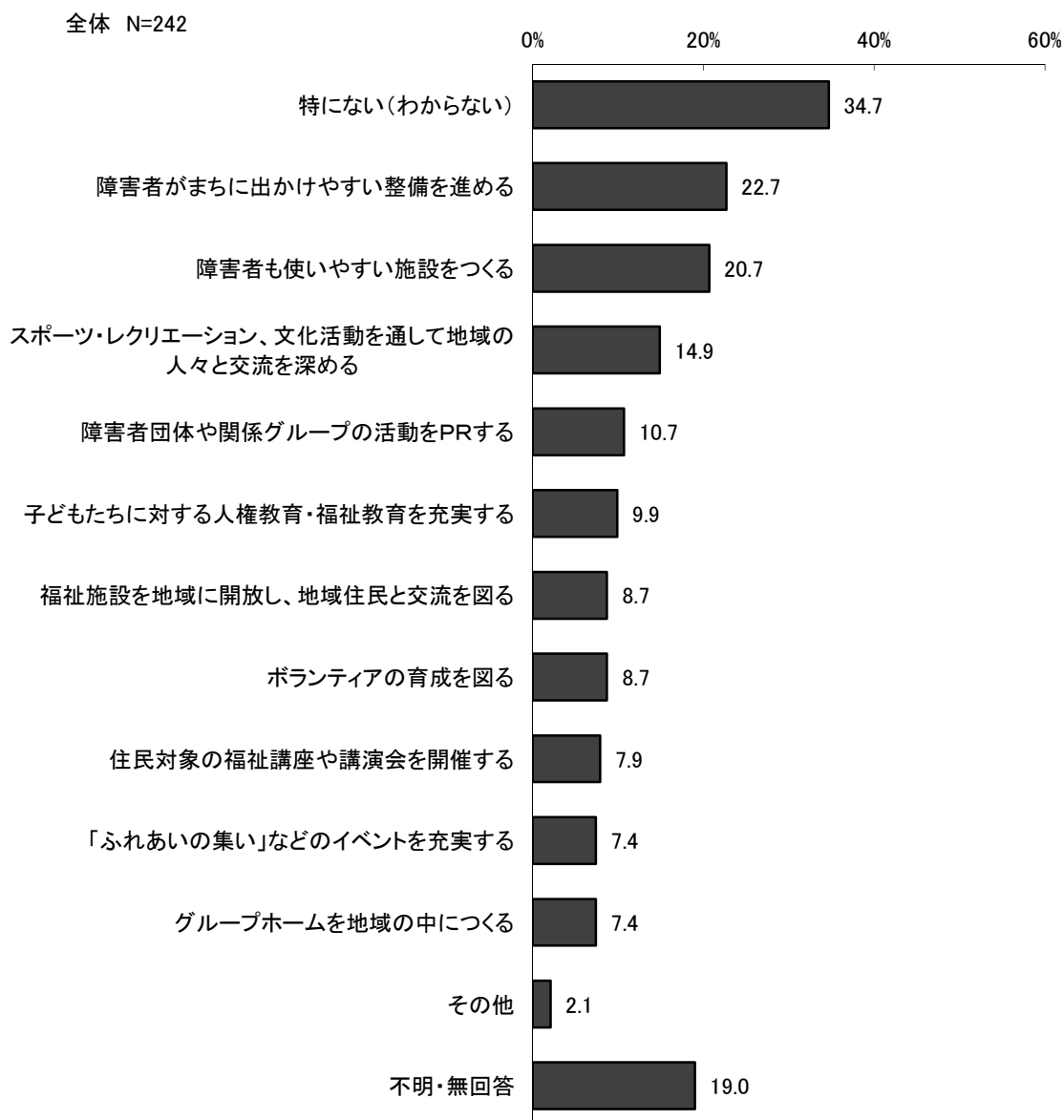
『身体』は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、『知的』は「家族や親戚、友人や知人」『精神』は「県・町などの行政機関の広報紙、ホームページ」の割合が多くなっています。

下上 段 / / % 度 数	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	県・町などの行政機関の広報紙、ホームページ	家族や親戚、友人や知人	かかりつけの医師や看護師	インターネット（パソコン、携帯電話、スマートフォン）	障害福祉サービス事業所の人や施設職員、職場の人	県・町などの行政機関の相談窓口（町の健康福祉課など）	どこから情報を得ればよいかわからない
全体 N=242	96 39.7	82 33.9	62 25.6	49 20.2	45 18.6	38 15.7	38 15.7	30 12.4
身体 N=186	81 43.5	65 34.9	49 26.3	41 22.0	34 18.3	28 15.1	29 15.6	22 11.8
知的 N=22	6 27.3	3 13.6	8 36.4	1 4.5	6 27.3	6 27.3	0 0.0	4 18.2
精神 N=26	9 34.6	12 46.2	6 23.1	6 23.1	6 23.1	5 19.2	5 19.2	3 11.5

下上 段 / / % 度 数	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	障害者団体や家族会（団体の機関紙など）	民生委員・児童委員	相談支援事業所などの相談窓口（児童相談所、障害者就業・生活支援センター、障害者就労・生活支援センター）	その他	通所施設や保育園、幼稚園、学校	不明・無回答
全体 N=242	21 8.7	16 6.6	9 3.7	8 3.3	6 2.5	4 1.7	25 10.3
身体 N=186	15 8.1	13 7.0	8 4.3	4 2.2	4 2.2	2 1.1	21 11.3
知的 N=22	0 0.0	2 9.1	0 0.0	1 4.5	1 4.5	1 4.5	0 0.0
精神 N=26	5 19.2	2 7.7	1 3.8	4 15.4	1 3.8	0 0.0	1 3.8

(5) 障害に対する理解を深めるために、今後どのようなことに特に力を入れるべきだと思いますか。(複数回答可)

障害の対する理解を深めるために、今後どのようなことに特に力を入れるべきだと思うかについてみると、「特にない(わからない)」が 34.7%と最も多く、次いで「障害者がまちに出かけやすい整備を進める」が 22.7%、「障害者も使いやすい施設をつくる」が 20.7%となっています。



『身体』『精神』は「特にない（わからない）」、『知的』は「障害者がまちに出かけやすい整備を進める」「子どもたちに対する人権教育・福祉教育を充実する」の割合が多くなっています。

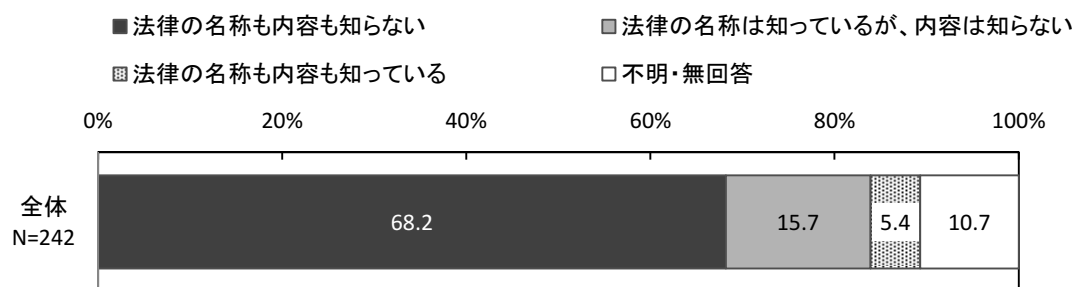
下 段 / / % 度 数	（特 に わ か ら な い ）	障 害 者 が ま ち に 出 か け や す い 整 備 を 進 め か る	障 害 者 も 使 い や す い 施 設 を つ く る	ス ポ ー ツ ・ レ ク リ ア シ ョ ン ・ 文 化 活 動 を 通 じ て 地 域 の 人 々 と 交 流 を 深 め る	障 害 者 の 団 体 や 関 係 グ ル ー プ の 活 動 を P R す る	子 ど も た ち に 対 し て 人 権 教 育 ・ 福 祉 教 育 を 充 実 す る	福 祉 施 設 を 地 域 に 開 放 し 、 地 域 住 民 と 交 流 を 図 る	ボ ラ ン テ ィ ア の 育 成 を 図 る
全 体 N=242	84 34.7	55 22.7	50 20.7	36 14.9	26 10.7	24 9.9	21 8.7	21 8.7
身 体 N=186	65 34.9	43 23.1	37 19.9	30 16.1	19 10.2	15 8.1	16 8.6	13 7.0
知 的 N=22	5 22.7	8 36.4	6 27.3	4 18.2	4 18.2	8 36.4	3 13.6	7 31.8
精 神 N=26	12 46.2	4 15.4	7 26.9	2 7.7	2 7.7	3 11.5	2 7.7	2 7.7

下 段 / / % 度 数	住 民 対 象 の 福 祉 講 座 を 開 催 す る	「 ふ れ あ い の 集 い 」 な ど の 実 施 す る	グ ル ー プ の 中 に プ ロ ジェ ク ト を 地 域 で つ く る	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全 体 N=242	19 7.9	18 7.4	18 7.4	5 2.1	46 19.0
身 体 N=186	13 7.0	14 7.5	10 5.4	4 2.2	38 20.4
知 的 N=22	3 13.6	2 9.1	7 31.8	0 0.0	1 4.5
精 神 N=26	3 11.5	2 7.7	1 3.8	1 3.8	2 7.7

(6) 平成 28 年 4 月 1 日、障害者差別解消法が施行されたことを知っていますか。

障害者差別解消法の認知度についてみると、「法律の名称も内容も知らない」が 68.2%と最も多く、次いで「法律の名称は知っているが、内容は知らない」が 15.7%、「法律の名称も内容も知っている」が 5.4%となっています。

『身体』『知的』『精神』いずれも、「法律の名称も内容も知らない」の割合が多くなっています。

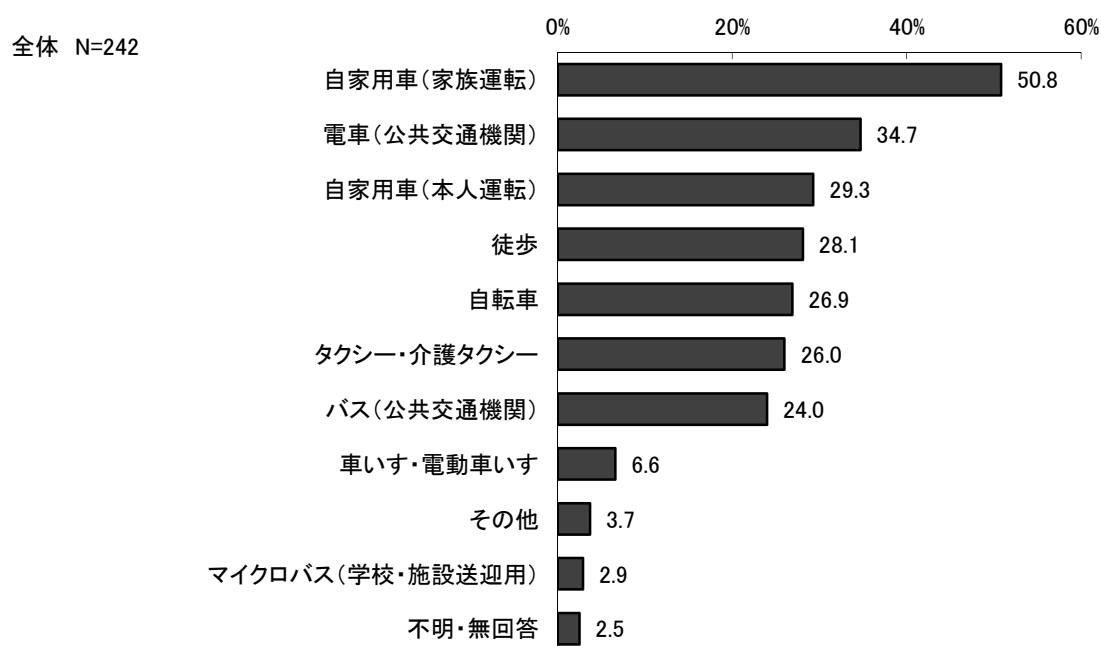


下 段 / / % 度 数	ら 法 律 の 名 称 も 内 容 も 知	る 法 律 の 内 容 は 知 ら な い	知 法 律 の 名 称 も 内 容 も	不 明 ・ 無 回 答
全体 N=242	165 68.2	38 15.7	13 5.4	26 10.7
身体 N=186	124 66.7	29 15.6	12 6.5	21 11.3
知的 N=22	16 72.7	6 27.3	0 0.0	0 0.0
精神 N=26	21 80.8	2 7.7	1 3.8	2 7.7

(7) 外出する時の交通手段は何ですか。(複数回答可)

外出する時の交通手段についてみると、「自家用車（家族運転）」が 50.8%と最も多く、次いで「電車（公共交通機関）」が 34.7%、「自家用車（本人運転）」が 29.3%となっています。

『身体』『知的』は「自家用車（家族運転）」、『精神』は「自家用車（家族運転）」「電車（公共交通機関）」「自転車」の割合が多くなっています。



下 段 / / 度 数	自 家 用 車 （ 家 族 運 転 ）	電 車 （ 公 共 交 通 機 関 ）	自 家 用 車 （ 本 人 運 転 ）	徒 歩	自 転 車	タ ク シー ・ 介 護 タ ク シー	バ ス （ 公 共 交 通 機 関 ）	車 い す ・ 電 動 車 い す	そ の 他	マ イ ク ロ バ ス （ 学 校 ・ 施 設 送 迎 用 ）	不 明 ・ 無 回 答
全体 N=242	123 50.8	84 34.7	71 29.3	68 28.1	65 26.9	63 26.0	58 24.0	16 6.6	9 3.7	7 2.9	6 2.5
身体 N=186	95 51.1	58 31.2	64 34.4	52 28.0	39 21.0	54 29.0	42 22.6	16 8.6	9 4.8	4 2.2	3 1.6
知的 N=22	17 77.3	13 59.1	2 9.1	7 31.8	12 54.5	1 4.5	7 31.8	0 0.0	0 0.0	3 13.6	0 0.0
精神 N=26	12 46.2	12 46.2	2 7.7	10 38.5	12 46.2	3 11.5	9 34.6	0 0.0	0 0.0	1 3.8	2 7.7

第3章 前計画における主な取組みと課題

1. 理解と協力の促進

(1) 啓発・広報活動の促進

「広報あんど」をはじめ、ホームページや啓発・広報活動を実施しています。

今後も障害に対する理解と協力の促進のため西和7町障害者等支援協議会として啓発・普及活動に対し支援する必要があります。

(2) 交流・ふれあいの促進

イベントで作業所の手作り品の販売ブースを設けるなど交流の機会を図っています。参加者の隔たりをなくし、まち全体が参加できるよう実施していく必要があります。

(3) 福祉教育の促進

聴覚障害のある人への手話通訳などのボランティア活動を行う方の育成、登録を安堵町社会福祉協議会と連携して行います。

学校教育と地域での交流を通して体験として障害のある人の理解を深める必要があります。

(4) ボランティア活動の推進

障害のある人とともに参加できるボランティア活動を通し、交流が進むよう支援することが重要です。

また、既存のボランティア活動については、活動内容の発表の場をもうけるなど、活動への支援が必要です。

2. 教育・育成の充実

(1) 早期療育の充実

障害の早期発見のため、乳幼児訪問時に発達状況について把握に努めています。しかし、保護者や家族が障害を受け入れることが難しく、早期に適切な療育に結びつかないケースも少なくありません。

相談支援体制の充実に加えて、小学校、中学校との更なる連携を図り障害の早期発見や適切な支援へつなげていくことが重要です。また、児童、生徒一人ひとりのニーズに応じ適切な支援を行うとともに保護者へのカウンセリングを行うなど、障害のある子どもの家族への支援の充実が求められます。

(2) 学校教育の充実

安堵町就学指導委員会を通して、障害者理解促進へのニーズの把握や、適切な障害福祉サービスによるサポートへ繋げています。特別支援学級指導員のスキルアップを図り、多様な障害特性に対応できる指導員を育成していく必要があります。

(3) 生涯学習の充実

障害者が、生涯学習やスポーツに参加し、地域との交流を深めるために西和7町障害者等支援協議会と協力して、レクリエーション活動に取り組んでいます。また、聴覚障害者に対する読み聞かせなど、障害の種類に応じた支援に努めます。

3. 雇用・就労の促進

(1) 雇用の促進と安定

平成 28 年度から、西和圏域において就労支援センターライクとハローワークと相談支援事業所が連携し、就労支援の課題について協議を行い、障害者就労に対する活動や問題点を話し合っています。今後は、障害者の自立に向けて適切な支援を提供する就労支援事業所の参入を促すため、普及・啓発活動を強化していきます。

4. 保健・医療の充実

(1) 母子保健の充実

健診や相談、訪問等を通して発達上の課題の有無を確認し、正しい知識と、保護者の理解促進を図っていくことが重要です。また、妊婦や胎児の異変の早期発見等を図るとともに、より安全な妊娠・出産を支援する体制づくりがもとめられます。

(2) 成人・高齢者保健の充実

生活習慣病の早期発見、重症化予防を図るため、健康相談・健康教育を行っています。健診未受診者への受診勧奨を充実させる必要があります。

(3) 心の健康づくりの推進

毎週水曜日には、精神保健福祉士による対面型相談日を設けています。重度の精神障害については、対応できる病院や支援機関が少なく広域連携による支援が求められます。また、早期発見早期治療できるよう、病院との更なる連携が必要です。

(4) 難病保健の推進

難病患者が、障害福祉サービスを円滑に利用できるように、郡山保健所と連携しています。今後も更なる連携の強化が求められます。

(5) 医療の充実

心身の障害を軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度について啓発しています。医療機関等への啓発を進めるなど、必要な人が制度に結びつくよう、制度の周知を進める必要があります。

5. 福祉の充実

(1) 生活安定施策の推進

手当の支給がなく、生活困難に陥る可能性がある場合、必要な制度等の周知を行っています。よりわかりやすい方法で周知していくことが求められます。

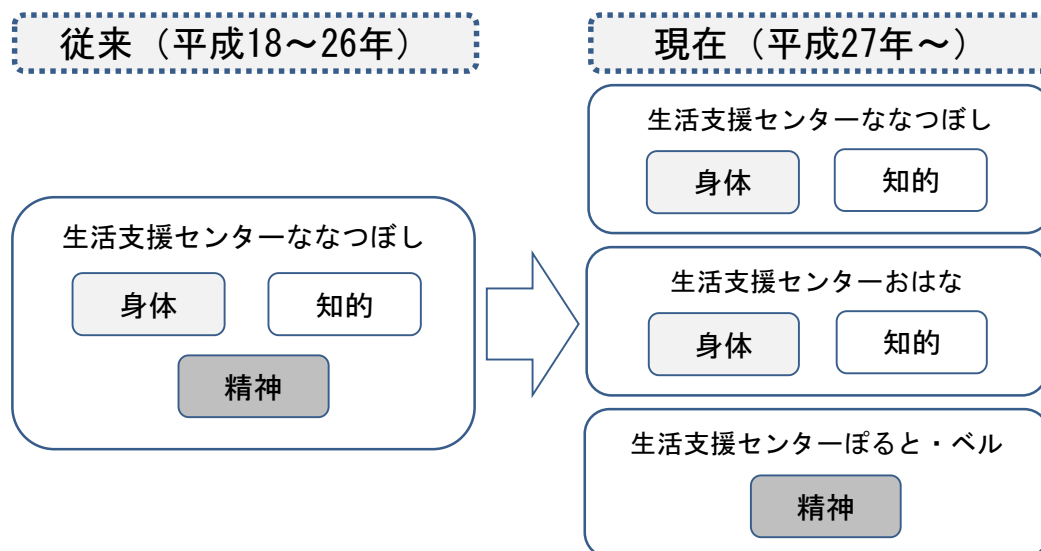
本町にお住まいの方のニーズを随時確認し、ほかの必要なサービスや事業を積極的に取り入れ、また、アンケート等を行い地域の困りごとを把握していく必要があります。

身体障害者手帳が交付されない軽度、中度障害の方でも医師の診断があれば助成対象となります。しかし、対象となるにもかかわらず制度を知らずに利用に結びつかない人がいることから、周知の方法について見直しが必要です。

また、福祉機器について窓口で相談がある場合、用具の詳細、最新情報、給付の内容を十分に伝えていきます。今後は、相談することが困難であるご家族に関しての周知に努める必要があります。

(2) 在宅福祉サービスの充実

相談支援事業所が3事業所に増え、障害ごとの支援で内容も充実しています。今後は事業所に通うことが困難な重度の障害者の方のサービス利用等について検討が必要です。



(3) 地域での生活基盤の充実

グループホームも複数開設され、基盤整備が進んでいます。また、利用者が充実した生活を送れるよう、グループホームの様子を継続して把握するなど、質の確保に努めています。

一方、地域生活が困難な方が利用できる入所施設が少ないので地域の状況やニーズについて県に働きかけていく必要があります。

6. 住みよい福祉のまちづくりの推進

(1) まちづくりの総合的推進

こころのバリアフリーとして、県のパンフレットや西和7町障害者等支援協議会が作成したパンフレット等を配布し、取り組み内容やサービス等を周知・啓発し、安心した地域生活づくりに取り組んでいます。

また、公共施設のバリアフリーとして、ウォッシュレット付トイレの設置、多目的トイレの設置が進んでいます。

(2) 情報バリアフリー化への対応

ホームページのリニューアルに伴い、誰でも読みやすい環境づくりを目指しています。

「えーまち安堵安心メール」を活用して、登録者に対して地元のイベント、警報、地震情報をいち早くお知らせしています。現在は希望者のみの登録であるため、障害のある人が登録できるような支援が必要です。

(3) 防犯・防災対策の推進

重度心身障害者で危険性が非常に高い方には、重度心身障害者で特に危険性の高い方には、急病や災害時にボタンを押すだけでコールセンターを呼び出すことができる通報装置を貸し出しています。

また、世帯構成や年齢により、互いに助け合うことが困難な場合も踏まえ、移動手段等の対策を検討していく必要があります。

さらに、避難所での食事や生活習慣に対する配慮や理解促進に努める必要があります。

7. 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

(1) 文化・レクリエーション活動の推進

障害のある人もない人も、気軽にスポーツ・レクリエーション活動等に参加できるよう、地域住民の理解を促進し、啓発活動に努めます。

8. 第4期安堵町障害者福祉計画の成果目標の達成状況

(1) 施設入所者の地域生活移行

【国の目標値】

○施設入所者の地域移行：平成 25 年度末時点から 12%以上移行

○施設入所者数の削減：平成 25 年度末時点から 4%以上削減

【施設入所者数】

	平成 25 年度末 時点	平成 29 年度末 計画値	平成 28 年度末 計画値
A 施設入所者数	7 人	6 人	6 人
B 減少（見込み）数 （削減率 B/A）		▲ 1 人 （▲14.3%）	▲ 1 人 （▲14.3%）
地域生活移行数 （移行率 B/A）		▲ 1 人 （▲14.3%）	▲ 1 人 （▲14.3%）

施設入所者数は、平成 25 年度末時点の 7 人から、平成 28 年度末時点での実績は 6 人で 1 人減少しました。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

【国の目標値】

○福祉施設から一般就労への移行：平成 24 年度実績の 2 倍以上

○就労移行支援事業利用者数の増加：平成 25 年度末時点から 6 割以上増加

○就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：全体の 5 割以上の事業所が 3 割以上の就労移行率を達成

【一般就労移行者数】

	平成 29 年度末 計画値	平成 28 年度末 計画値
一般就労への移行者数	2 人	1 人

一般就労への移行者数は、目標値 2 人に対し、実績は 1 人となっています。

【就労移行支援事業利用者数の増加】

	平成 29 年度末 計画値	平成 28 年度末 実績値
就労移行支援事業利用者数	6 人	2 人

就労移行支援事業利用者数は、計画値 6 人に対し、実績が 2 人となっております。

【就労移行率の高い就労移行支援事業所数】

	平成 29 年度末 計画値	平成 29 年度末 実績値
就労移行支援事業所数	1 事業所	1 事業所
就労移行率 3 割以上	1 事業所	1 事業所

就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数は、計画値 1 事業所に対し、実績が 1 事業所となっております。

(3) 障害福祉サービス等の提供状況

○訪問系サービス

- ・各年度で、利用人数、利用時間数ともに、計画値を下回りました。しかしながら一人当たり利用時間数は増えています。

○日中活動系サービス

- ・生活介護は、利用日数（人日）が、計画値を下回りました。
- ・就労移行支援は平成 28 年度以降計画値を大きく上回っています。
- ・自立訓練（機能訓練、生活訓練）は計画値を大きく上回る利用がありました。
- ・就労継続支援（A 型、B 型）は、計画値を大きく上回る利用がありました。
- ・療養介護は、各年度で計画値を上回る利用がありました。
- ・短期入所は、平成 27、28 年度の利用は計画値を下回りました。平成 29 年度は、施設入所支援等のサービスが利用できず、緊急の一時預かりが増加したため利用が増えています。また、施設入所前に慣らしのための利用があり、計画値を大きく上回りました。

○居住系サービス

- ・共同生活援助はおおむね計画値どおりの実績値となりました。施設入所者の地域生活への移行が進むよう、今後も基盤整備が必要です。
- ・施設入所支援は、おおむね計画値どおりの利用となりました。障害のある人やその介護家族の高齢化を背景に、利用ニーズが依然高いサービスとなっています。

○相談支援

- ・計画相談支援は、平成 26 年度より対象者が、すべての障害福祉サービス利用者に拡大されたことを踏まえ、計画値を見込みましたが、利用者は大きく増えませんでした。

○障害児通所支援

- ・児童発達支援は、計画値を大きく下回りましたが徐々に利用人数が増加しています。
- ・放課後等デイサービスはおおむね計画値どおりの実績値となりました。
- ・保育所等訪問支援、医療型児童発達支援はどちらも利用はありませんでした。

○障害児相談支援

- ・障害児相談支援は、おおむね計画見込み値通りの実績値となりました。

サービス名と単位			計画値			実績値		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間	250	260	280	96.9	167.9	172.3
		人	19	22	26	10	12	13
日中 活動系	生活介護	人日	315	330	340	285	277	274
	自立訓練 (機能訓練)	人日	1	1	1	4	5	0
	自立訓練 (生活訓練)	人日	1	1	1	19	20	0
	就労移行支援	人日	12	12	12	12	20	31
	就労継続支援 (A 型)	人日	24	24	48	36	44	49
	就労継続支援 (B 型)	人日	52	50	54	78	82	90
	療養介護	人	2	2	2	3	3	3
	短期入所	人日	7	10	12	3	8	20
居住系	共同生活援助	人	5	5	6	4	5	4
	施設入所支援	人	7	7	6	6	6	6
相談支援	計画相談支援	人	23	25	26	2	2	3
	地域移行支援	人	1	1	2	0	0	0
	地域定着支援	人	1	1	1	0	0	0
障害児 通所支援	児童発達支援	人月	48	72	84	18	29	39
	放課後等 デイサービス	人月	12	24	36	12	23	31
	保育所等 訪問支援	人月	12	12	12	0	0	0
	医療型 児童発達支援	人月	0	12	12	0	0	0
障害児相談支援		人	1	1	1	1	2	0

※平成 29 年度は 6 月までの実績をもとにした推計値

(4) 地域生活支援事業の実施

事業名と単位			計画値			実績値		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業		か所	1	1	1	2	2	3
自立支援協議会 西和 7 町障害者等支援協 議会での広域設置		設置 有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター		設置 有無	無	無	無	無	無	無
基幹支援センター等機能 強化事業		実施 有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)		実施 有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度 利用支援事業		人/年	0	1	1	0	0	0
成年後見制度法人後見 支援制度事業		人/年	0	1	1	0	0	0
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業		件/年	50	52	55	31	67	43
手話通訳者設置事業		人/年	0	0	1	0	0	0
日常生活用具 給付等事業		件/年	180	188	190	209	168	224
介護訓練支援用具		件/年	1	2	0	0	0	0
自立生活支援用具		件/年	1	2	1	1	0	0
在宅療養等支援用具		件/年	1	1	1	0	2	0
情報・意思疎通 支援用具		件/年	1	1	1	0	1	2
排せつ管理支援用具		件/年	175	180	185	208	165	222
居宅生活動作 補助用具		件/年	1	2	2	0	0	0
実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)		人/年	10	12	17	7	0	6
移動支援 事業	契約事業所数	か所	10	12	14	12	15	18
	実利用者数	人/年	8	10	11	10	13	13
	延利用 見込者数	時間/年	1, 350	1, 400	1, 500	1, 317	1, 641	1, 566

※平成 29 年度は 6 月までの実績をもとにした推計値

事業名と単位			計画値			実績値		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター 機能強化事業		か所	1	1	1	1	1	1
		利用者	1	1	1	0	0	0
Ⅰ 型	町内	か所	0	0	0	0	0	0
	町外	か所	0	0	0	0	0	0
Ⅱ 型	町内	か所	0	0	0	0	0	0
	町外	か所	1	1	1	1	1	1
Ⅲ 型	町内	か所	0	0	0	0	0	0
	町外	か所	0	0	0	0	0	0
日中一時 支援事業	契約事業所数	か所	5	5	5	10	10	10
	実利用者数	人／年	2	2	2	2	3	3

※平成 29 年度は 6 月までの実績をもとにした推計値

第4章 計画の施策体系

みんながふれあい ともに暮らし 安堵するまち

◆障害者に対する理解の推進

理解と協力の促進

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 差別解消及び虐待防止の推進
- (3) 交流・ふれあいの推進
- (4) 福祉教育の推進
- (5) 権利擁護の推進
- (6) ボランティア活動の推進

◆自立した生活への支援とバリアフリーの促進

教育・育成の充実

- (1) 発達・療育支援環境の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 生涯学習の充実

雇用・就労の促進

- (1) 雇用の促進と安定
- (2) 福祉的就労への支援

保健・医療の充実

- (1) 母子保健の充実
- (2) 成人保健の充実
- (3) 心の健康づくりの推進
- (4) 難病保健の推進
- (5) 医療との連携

福祉の充実

- (1) 障害福祉サービスの充実
- (2) 居住環境等の整備・改善

◆障害者にやさしいまちづくり

住みよい福祉の まちづくりの推進

- (1) まちづくりの総合的推進
- (2) 情報バリアフリー化への対応

社会参加と自立の促進

- (1) 社会参加の促進

第2部 各論

第1章 第3期安堵町障害者計画（分野別施策の方向）

1. 理解と協力の促進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害の有無にかかわらず互いに認め合いながら生きる社会を目指すことが重要です。そのためには、地域社会において幅広く障害のある人に対する理解を深めていくとともに、障害のある人への差別解消や虐待の防止に取り組むことが求められます。

また、必要とするサービスを主体的に選択したり、家計を適切に管理したりすることに困難を抱えている人にとっては、家族や信頼を寄せられる支援者などが、本人の意思をくみ取りつつ、代弁・代行してくれるような権利擁護の支援体制が必要になります。

福祉教育については、子どもの頃から障害についての理解を深められるよう小中学校で取り組んでいる福祉教育をより一層推進する必要があります。また、学校のみにかかわらず、各種団体等と連携・協力し、子どもから大人まで多くの地域住民を対象にした啓発活動を行う必要があります。

（1）啓発・広報活動の推進

障害の有無等にかかわらず、すべての住民が安心して暮らせる「共生社会」の実現を目指し、障害のある人に対する配慮等について啓発・広報活動を推進します。

①福祉のまちづくりの普及・啓発の推進

ノーマライゼーションの理念を正しく理解してもらうために「広報あんど」をはじめ、ホームページなど、様々な媒体を活用した啓発・広報を実施するとともに、障害のある人と障害のない人との交流活動などを通じ、障害に対する理解の促進を図ります。

②各種団体による啓発活動への支援

障害や障害のある人に関する啓発・普及活動を行う各種団体に対し支援を行います。

（２）差別解消及び虐待防止の推進

アンケート結果から７割弱の方が差別解消法について「法律の名称も内容も知らない」と回答がありました。

障害のある人や障害について理解を深められるよう、差別解消法等について周知します。また、障害のある人への虐待防止に向けて住民への幅広い周知に努めます。

①虐待の予防と早期発見

相談支援事業所やサービス事業所等との連携を深め、虐待の早期発見や、情報を共有することで、虐待防止に取り組めます。

②行政サービスにおける合理的配慮の提供

不当な差別的取扱や合理的配慮について行政職員の理解を深めます。また、情報バリアフリー化を推進し、わかりやすい情報提供に努めます。

③障害者差別解消法の周知と理解促進

西和 7 町で「障害者差別解消法」に関するチラシを作成し、医療機関、消防、警察、駅周辺への配布や掲示の依頼をし、関係機関と協力しながら周知に努めます。また、障害者差別解消法に関する研修会を実施し、正しい知識や理解促進に努めます。

（３）交流・ふれあいの推進

障害に関する理解を深め、地域や学校など身近なところで、障害のある人と障害のない人が活動をとともにすることでお互いを正しく理解し、助け合い支え合うことの大切さを学ぶ機会の充実を図ります。

①交流・ふれあいの場づくりの充実・拡大

障害の有無にかかわらず、住民みんなが楽しく安全に交流できる機会が増えるよう努めます。

（４）福祉教育の推進

家庭や学校、地域における様々な機会を通じて、障害など人権に関する理解を深めるための学習機会の充実に努め、お互いを尊重し思いやる心の醸成を図ります。

①幼少期からの福祉教育の充実

子どもの頃からの福祉体験学習や人権教育の充実に取り組めます。

②地域・家庭における福祉教育の推進

様々な福祉活動やボランティア活動等の体験、家庭教育学級などの場における福祉教育を通じ、住民の障害のある人に対する正しい理解を深め、更なるノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。

（５）権利擁護の推進

障害のある人もない人も、ともに安心して幸せに暮らすことができる社会づくりを目的とし、障害を理由とする差別の解消、障害のある人の権利擁護の促進に努めます。

①成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人、または精神障害のある人等に対して制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。

②消費者被害の防止

障害のある人を狙った消費者トラブルに関する情報を当事者はもちろん、家族、介助者等に周知・啓発し、障害のある人等の消費者トラブルの未然防止・拡大防止に努めます。

③障害者虐待防止ネットワークの活用

障害者虐待防止ネットワークを活用し、障害のある人に対する虐待防止及び早期対応を図ります。また、西和 7 町障害者等支援協議会での情報交換をはじめ、関係機関との連携の強化を図り、障害のある人の虐待防止、養護者に対する支援体制の構築に努めます。さらに、一次保護等の措置については迅速に実施できるよう西和 7 町障害者等支援協議会で検討します。

（６）ボランティア活動の推進

社会福祉協議会やボランティア活動を行う団体等と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアの確保・養成や活動への支援を推進します。

①ボランティア活動への支援の充実

地域住民のボランティア活動へのより積極的な参加を促進するため、社会福祉協議会等各種団体との連携を強化することで、ボランティア活動の場の充実に努めます。

2. 教育・育成の充実

障害のある子どもの療育・保育・教育については、一人ひとりの実態や特性に応じた教育の場や学習の機会を提供するとともに、子どもの能力や可能性を最大限に伸ばせる教育を展開していく必要があります。また、放課後等デイサービスなど放課後の居場所づくりや、学校等の施設のバリアフリー化の推進、就学時や就労時などのライフステージの節目をつなぐ切れ目のない情報共有と支援のしくみが求められます。

また、育児不安を抱え孤立しやすい保護者に対しては、各種健診等の機会を通じて、不安の軽減を図るとともに障害を早期に発見し、適切な相談機関や療育機関へつなげることが必要です。さらに、必要な方には、療育手帳等の取得がスムーズに行なえるよう、支援が必要です。

（１）発達・療育支援環境の充実

乳幼児期における適切な療育・相談支援を通じ、各障害の早期発見と早期対応に努めます。

①相談支援体制の充実

医療機関や保健所、療育機関と連携し、育児全般のことから発達や心理等の相談まで、家族や保護者に対する相談支援体制を充実します。

②発達障害についての啓発

発達に心配のある幼児およびその保護者を対象とした「のびのび教室」（療育教室）を実施します。

（２）学校教育の充実

障害のある児童・生徒が、生き生きと学習できるよう、一人ひとりの発達段階や教育的ニーズに応じた支援を充実します。また、成長過程に応じた適切な支援へ繋がっていくため、小学校、中学校との更なる連携を図ります。

①義務教育段階における教育の充実

安堵町就学指導委員会において適切な就学指導を行うとともに、特別支援学校等との連携を図り、障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じ適切な支援に努めます。

また、「特別支援教育就学奨励費補助」を実施し、特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ります。

②学校と家庭との協力体制の強化

障害のある児童への対応について家庭の果たす役割は特に重要であることから、就学児童の保護者が的確な療育相談や指導を受けることができるよう、定期的に教育相談を実施するなど相談体制の充実に努めます。

また、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための情報を共有し、学校と家庭、関係機関等が連携し、障害のある児童・生徒への継続的な支援を推進します。

③指導員のスキルアップ

特別支援学級指導員のスキルアップを図り、多様な障害特性に対応できる指導員の育成に努めます。

④学ぶ環境の向上

障害のある子どももいない子どももともに学び過ごせるインクルーシブ教育を推進するために、校内支援体制の整備や学習支援員の配置を進めます。

(3) 生涯学習の充実

障害のある人が地域で主体的に学習活動を行うことができるよう、障害のある人の参加に配慮した講座内容を充実するとともに、参加機会の拡大を図ります。

①生涯学習の推進

生涯学習における交流及び共同学習等を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の一層の推進に努めます。また、聴覚障害のある人に対する読み聞かせ等、障害特性に応じた支援に努めます。

②支援体制の充実

生涯学習やスポーツ、文化・レクリエーションなどを行うサークル団体への支援に努めます。

3. 雇用・就労の促進

就労は、障害のある人が地域で自立した生活を送るための収入を得られるだけでなく、社会参加の促進と生きがいにつながる点でも非常に重要です。本人の能力と適性に応じつつ、一般就労を希望する人には障害者就労支援センターを通じて可能な限り一般就労ができるように支援していくことが必要です。また、一般就労が困難である人には、就労移行支援や就労継続支援の利用促進を図るなど、総合的な支援の拡充に努めます。

（１）雇用の促進と安定

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、国や県と協力しながら、障害者雇用に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供についての周知・理解・協力を求めています。

①障害者雇用の啓発

雇用対策協定に基づき、まちや県、労働局間の情報共有を促進するとともに、障害者法定雇用率制度や各種助成制度などの国の施策について、商工会等と協力して、町内の事業所等への周知に努めます。

②就労支援体制の整備

障害のある人の一般就労を支援するため、近隣町や、適切な就労移行支援事業を行う事業所と連携して、障害のある人の就労支援を推進します。

（２）福祉的就労への支援

民間企業での雇用が困難な障害のある人に対し、福祉的就労の充実、社会参加や日中活動に対する支援を図ります。

①福祉的就労への支援

近隣町と連携し、福祉的就労を実施するサービス提供事業者への支援や作業の確保、充実に努めます。また、障害者団体やNPO法人等と連携しながら地域活動支援センターの充実に向けた取り組みを推進します。

4. 保健・医療の充実

心身ともに健やかに暮らすことは、すべての人が願うことです。特に、疾病や障害のある人にとっては、それらの影響を軽減したり健康を維持することは、自分らしく生活するうえで重要です。障害およびその悪化の一因となる脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病を早期発見・早期治療をすることが重視されています。

各種健診の受診者増加に向けた取り組みとともに早期に治療を受けられる医療体制づくりをはじめ、身近なところで気軽に相談、情報提供等を受けられる環境の整備を進めます。

また、平成 27 年に難病患者に対する医療等に関する法律(難病法)が施行され、対象となる疾病が 151 疾病から 332 疾病に拡大されたことから、難病患者に対する総合的な相談・支援体制の充実が求められています。

(1) 母子保健の充実

妊娠期から切れ目ない支援を行い、母子の健康の保持・増進を図ります。

①母子保健事業の推進

妊婦に対し、医療機関での妊婦健康診査の受診を勧奨し、疾病やハイリスク妊娠等の早期発見等に繋がります。また、訪問や相談等でよりきめ細かな支援の充実を図ります。

②乳幼児の発育・発達状況の把握

乳幼児健診で、心身の発育・発達状況を把握し、疾病や発達上の課題の早期発見に努めます。また、経過観察が必要な乳幼児に対しては保護者に適切な関わり方の助言を行うなか、必要に応じた適切な療育・医療機関等へ繋がられるよう、関係機関との連携を推進します。

(2) 成人保健の充実

障害の原因ともなる脳血管疾患や心疾患、糖尿病等の生活習慣病予防や疾病の予防や治療方法等について理解と周知を図るため、健康教育や健康相談を充実します。

①健康づくりに関する知識の普及啓発

生活習慣病等の疾病予防や治療方法について理解と周知を図るため、健康教育や健康相談を充実します。

②生活習慣病等の疾病の予防・早期発見

健診受診勧奨を個別に行うことで健診受診率の向上を図ります。また、健診結果に応じて、健康教育や健康相談にて生活習慣の改善を促し、治療が必要な場合は医療機関への受診勧奨に努めます。

（３）心の健康づくりの推進

関係機関と連携を図りながら、心の健康づくりおよび心の相談体制の強化に努め、精神疾患の予防と早期対応を推進します。また、精神障害のある人の円滑な地域社会への移行とともに、地域住民の精神障害に対する理解の促進を図り、精神障害のある人が安心して地域生活を送れるような社会づくりを目指します。

①心の健康づくりの意識向上

うつやストレスへの対処法をはじめ、精神疾患及び精神障害に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、精神保健福祉士等による対面型相談を実施し、精神保健相談、訪問指導の充実を図るなど、住民が心の健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

②精神保健の推進

重度の精神障害については対応できる病院や支援機関が少ないことから広域連携による支援の確保に努めます。また、早期発見・早期治療できるように病院との更なる連携を図ります。

（４）難病保健の推進

特定疾患、難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減し、適切な在宅支援を行うため、保健、医療、福祉が連携したケア体制の推進に努めます。

①難病保健の推進

難病患者に対し、障害や介助に関し専門的知識・技術を有するホームヘルパーによる質の高いサービスが提供できるよう支援します。また、保健所等の関係機関と連携・協力し、在宅の難病患者に対し、専門医や患者団体、医療及び療養生活に関する相談や情報提供を充実していきます。

(5) 医療との連携

国の動向等を考慮しながら、各種制度の周知と利用促進を図るとともに安心して受診できる医療体制の充実に努めます。

①医療費助成制度の利用促進

身体障害の状態を軽減するための医療（更生医療・育成医療）や精神疾患に対する継続的な通院（精神通院）、医療費無料化事業などの医療費助成制度について、手帳の所得や更新案内するほか、必要な人がもれなく利用できるようにホームページ等を通じて広く周知に努めます。

②在宅医療サービスの充実

住み慣れた家で安心して療養できるよう、訪問診療、訪問看護等の在宅医療サービスの充実に向けて、関係機関と連携して、必要な情報の収集や提供に努めます。

5. 福祉の充実

障害のある人やその家族が抱える、多種多様な悩みについて、相談しやすい体制の強化が必要です。また、障害のある人がニーズに応じたサービスを適切に受給できるように、福祉サービスの充実、多様化、サービス提供者の能力と知識の向上を図る必要があります。また、障害のある人とその介護者の高齢化に対応するため、福祉サービスの再整備と適正利用の促進が求められます。

居住環境等の整備については、建築物、道路、公園、交通機関などにおけるバリアフリー化施策の推進に取り組むことが重要です。

その他、各種手当や税の控除・減免、運賃の割引等の各種福祉制度について、広報紙やホームページにてその周知を図るとともに、行政等での申請の際の支援等に取り組めます。

(1) 障害福祉サービスの充実

障害のある人が必要なサービスを主体的に選択し、利用することで、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、相談支援体制や在宅福祉サービスを充実します。

障害のある人が地域で安定した生活を送ることができるよう、各種年金制度や手当、貸付、割引制度等の周知に努めます。

①在宅福祉サービスの充実

「安堵町障害福祉計画」に基づき、自立支援給付事業や地域生活支援事業の提供体制の計画的な充実を図ります。

②福祉機器の給付

日常生活や社会参加を容易にし、また介護者の負担軽減や生活の質の向上を図るため、福祉機器の紹介・相談等、障害のある人の身体機能を補完する補装具や日常生活用具等の普及・啓発を図ります。

また、窓口へ相談に来ることが困難である家庭に対しての周知に努めます。

③各種年金・手当の周知

身体障害者手帳が交付されない軽度、中度障害の方でも医師の診断等で助成の対象となる場合があることから必要な方が必要な助成等の利用に結びつくよう、制度の周知に努めます。

(2) 居住環境等の整備・改善

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう居住系サービスの基盤整備や住宅生活を援助するための体制づくりに努めます。

①居住の場の確保

グループホームの入居者の高齢化も進行していることから、介護保険へのスムーズな移行を支援するなど、安心して暮らし続けられる環境を整備します。

②在宅福祉サービスを利用援助などの支援体制の整備

在宅福祉サービス利用援助や社会生活力を高める支援など、在宅生活での障害のある人の生活能力を向上させる総合的な支援体制の整備に努めます。

6. 住みよい福祉のまちづくりの推進

地震や台風などの災害の発生が多発するなか、災害時に障害のある人が安全かつ速やかに避難でき、避難所で安心して過ごせるようにするなど、援護が必要な人に対する配慮や支援が提供できる体制づくりを推進します。

また、日常生活における事故や犯罪、消費者トラブルなどの問題についても、障害のある人が安心して地域生活を送れるよう、防犯・交通安全に対する意識啓発をはじめ、知識の習得支援を行うとともに、関係機関や地域住民との連携・協力による見守りを推進します。

障害のある人の生活領域の拡大を図るため、タクシーを利用した外出支援サービスや障害者専用駐車場の利用促進などの移動支援を充実します。

（１）まちづくりの総合的推進

住民が等しく社会参加ができるよう、関係機関、団体等が連携して障壁（バリア）のないまちづくりをめざします。また、誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備・充実に努めます。

①バリアフリーのまちづくり

まちの施設や道路、公園などについては、すべての人が利用しやすいものとなるよう、バリアフリー化を引き続き推進するとともに、今後新たに整備する施設については、ユニバーサルデザインの視点に立った設計・施工に努めます。

②公共交通機関のバリアフリー化の推進

移動ニーズに応じた交通サービスの提供体制の構築や、障害特性に配慮した案内表示板等による情報提供の充実により、安心した暮らしを支える移動の利便性の確保に努めます。

（２）情報バリアフリー化の推進

障害のある人が必要な情報を確実に入手できるよう、障害の特性に配慮しながら適切な情報提供の方法を検討していきます。

①活用しやすいホームページにリニューアル

誰でも読みやすく、活用しやすいホームページの環境づくりを目指します。

②必要な時に必要な人材を配置

必要に応じ、要約筆記者や手話通訳者を配置し、視覚障害のある人や聴覚障害のある人に対応します。

③防犯・防災対策の推進

防犯・防災に関する知識の普及・啓発や障害の特性に応じた情報提供に努めます。また、地震などの災害が発生した場合でも、初期救助活動が円滑に行われるよう要援護者世帯の状況等を把握し、避難支援体制の強化を図ります。

7. 社会参加と自立の促進

文化活動やスポーツ活動は生きがいづくりに役立つだけでなく、障害のない人との交流、機会となることから、成長する過程における文化芸術・スポーツ活動への参加を促進します。

まちづくりへの参加や障害者団体での活動等、障害のある人の活躍の場が広がっています。本町では、一部の相談支援事業における身体障害、知的障害のある人が当事者視点を活かし相談員を担っています。こうした障害者団体等の活動内容について、広報紙等を通じた周知に努めます。

(1) 社会参加の促進

文化・レクリエーション活動を充実し、障害のある人の社会活動への参加を促進します。

①文化・レクリエーション活動への支援

文化・レクリエーション活動の充実を図り、障害のある人をはじめ多くの人が参加しやすい環境整備に努めます。

②参加しやすい環境づくり

交通機関の障害者割引や福祉タクシーなどの利用促進を通じ、障害のある人が参加しやすい環境づくりを進めます。

③スポーツ活動の振興

障害のある人が、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、環境整備に努めます。

また、活動を支えるボランティアの育成に努めます。

第2章 第5期安堵町障害福祉計画

1. 数値目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行

国の基本指針

- ・平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行する。
- ・平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減する。
- ・平成29年度末において、第4期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと思込まれる場合は、未達成分の割合を加味して目標値として設定する。

【数値目標】

項 目	数 値	考え方
平成28年度末時点の施設入所者（A）	6人	平成28年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	1人 17.6%	（A）の9%以上として設定
平成32（2020）年度末時点の施設入所者（B）	5人	平成32（2020）年度の利用人員見込み
【目標】施設入所者の削減	1人 17.6%	差引減少見込み数（A）－（B） （A）の2%以上として設定

【目標達成に向けた方策】

地域移行については、障害者支援施設の入所者数の削減とともに、施設退所後の生活の場となるグループホームについて、引き続き、事業者に整備の働きかけを行っていきます。

また、障害のある人の地域生活に向けた支援にあたっては、地域生活を送るのに求められているニーズを的確に把握し、効果的なケアマネジメントを実施することができるよう、西和7町で連携して、相談支援専門員の資質の向上に努めます。また、障害者支援施設をはじめ、障害福祉サービス事業者等の関係機関、障害のある人やその家族を対象に、地域移行とそのためのケアマネジメントに関する啓発や研修等の開催を支援します。このような取り組みを通じ、関係者の相互理解、情報共有を図り、地域生活に関する障害のある人の不安や悩み等を解消し、地域生活への移行が円滑に促進されるよう取り組んでいきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括システムの構築

国の基本指針

- ・平成 32（2020）年度末までに市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

【数値目標】

項 目	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	無	無	有

【目標達成に向けた方策】

協議の場を活用して、長期入院の精神障害者が円滑に地域移行を進められるよう、保健・医療・福祉の一体的な取組みの推進や、差別・偏見のない、あらゆる人がともに生活できる地域づくりについて、広域的な協議の場の設置に努めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加する。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率 80%以上とする。

【数値目標】

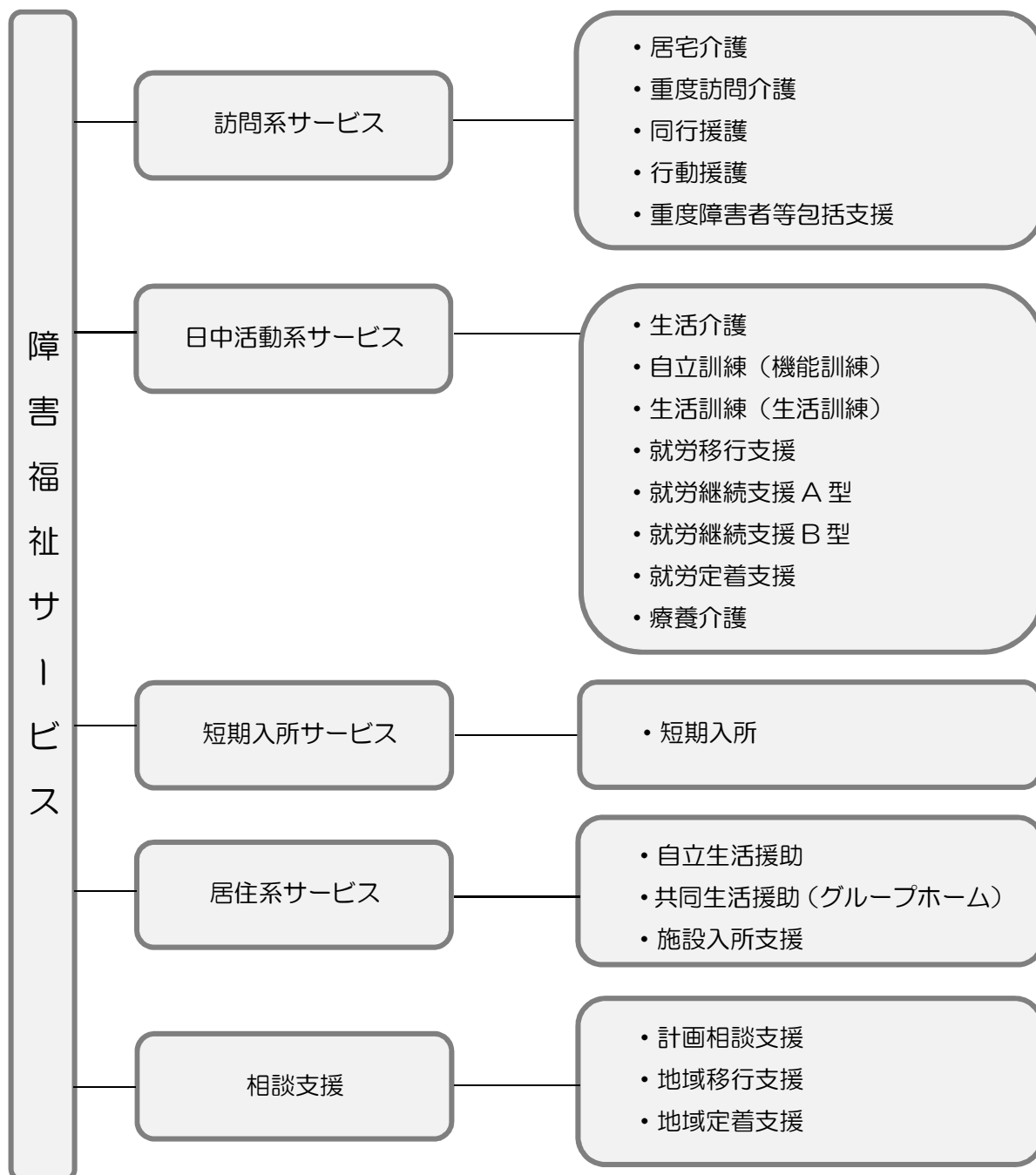
項目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者 (A)	1 人	平成 28 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	2 人	就労移行支援事業等を通じて平成 32 (2020) 年度中に一般就労に移行する人数。(A) の 1.5 倍以上として設定。
	2 倍	(B) / (A)
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	1 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	2 人	就労移行支援事業の平成 32 (2020) 年度末における利用者数。(C) の 2 割以上として設定。
	2 割	(D) / (C)
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加。	0 か所	平成 32 (2020) 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所数
【目標】各年度における就労定着者数の増加	80%	就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率

【目標達成に向けた方策】

福祉施設の利用者に対し、就労移行支援事業の啓発等を通じて、平成 32 (2020) 年度末までに一般就労に移行する者の増加を図ります。

2. 障害福祉サービスの見込み（活動指標）

障害のある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成 30（2018）年度から 32（2020）年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量を確保するための方策を定めます。



（１）訪問系サービスの推進

【サービスの内容】

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービスの見込み量】

単位：時間、人/月

サービス名と単位		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	175	188	200
	人	14	15	16

※前回計画の実績値は時間、人ともに計画値より少なめでしたが、1人当たりの利用数は増加傾向にあるため、継続して見込み量を設定します。

【見込み量確保に向けた今後の方向性】

訪問系サービスは地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障害のある人のニーズに応じたサービスの提供が求められます。今後もサービス利用者数は増加していくと見込んでおり、サービス量の確保を図っていきます。

障害のある人の自己決定権を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進する観点から、多様な事業者の参入を促進していきます。また、障害のある人が地域で安心して暮らすために、障害種別に関わりなく障害特性に応じた対応ができるよう、県と協力しながらホームヘルパーや介護職員の養成や資質向上をサービス提供事業者へ働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービスの推進

【サービスの内容】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A 型＝雇用型・ B 型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【サービスの見込み量】

単位：人日、人/月

サービス名と単位		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
生活介護	人日	318	337	355
	人	17	18	19
自立訓練 (機能訓練)	人日	5	5	5
	人	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日	5	5	5
	人	1	1	1
就労移行支援	人日	33	49	49
	人	2	3	3
就労継続支援 (A 型)	人日	44	65	65
	人	2	3	3
就労継続支援 (B 型)	人日	102	117	117
	人	7	8	8
就労定着支援	人日	5	5	5
	人	1	1	1
療養介護	人	3	3	3

※生活介護は利用者が減少しましたが、今後の利用見込みは増加傾向にあります。機能訓練のニーズは継続的に見込まれ、自立訓練のニーズは減少が見込まれます。また、就労

支援、就労支援 A・B は着実に利用が増加してきており、今後における利用ニーズも高く、これまでの実績と同様の増加が見込まれるものとして設定します。就労定着は新規サービスとなります。療養介護の利用状況は概ね一定の水準で継続するものとして見込み量を設定します。

【見込み量確保に向けた今後の方向性】

日中活動系サービスの見込み量については、第 4 期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

(3) 短期入所サービス

【サービスの内容】

サービス名	内 容
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービスの見込み量】

単位：人日、人/月

サービス名と単位		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
短期入所	人日	29	30	31
	人	5	5	6

※短期入所は着実に利用が増加してきており、今後における利用ニーズも高いため、直近の増加状況を踏まえ見込み量を設定します。

【見込み量確保に向けた今後の方向性】

短期入所（ショートステイ）はニーズがあり、今後も一定量が見込まれます。短期入所（ショートステイ）受け入れ体制の充実に向けて、社会福祉法人など民間事業者へ働きかけ、事業者間の連携を図るよう努めます。

（４）居住系サービスの推進

【サービスの内容】

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的に障害のある人や精神に障害のある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービスの見込み量】

単位：人/月

サービス名と単位		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
自立生活援助	人	0	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	7	8	9
施設入所支援	人	6	6	5

※自立生活援助は新規サービスです。共同生活援助は今後における利用ニーズは高いため、増加するとして設定します。

【見込み量確保に向けた今後の方向性】

自立生活援助は平成 30（2018）年度から開始されるサービスであり、利用人数の見込み量については、居住環境整備の施策における潜在的ニーズを踏まえ、平成 31（2019）年度から一人の利用を見込みます。

共同生活援助（グループホーム）については、入所施設や精神病院からの地域移行を進めるうえで、地域における生活の場として必要不可欠のサービスであり、利用者も増えることが想定されるため、7町共同でサービス提供事業所等に働きかけていきます。

（５）相談支援の推進

【サービスの内容】

サービス名	内 容
計画相談支援	障害のある人の課題解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【サービスの見込み量】

単位：人/月

サービス名と単位		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
計画相談支援	人	6	6	6
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

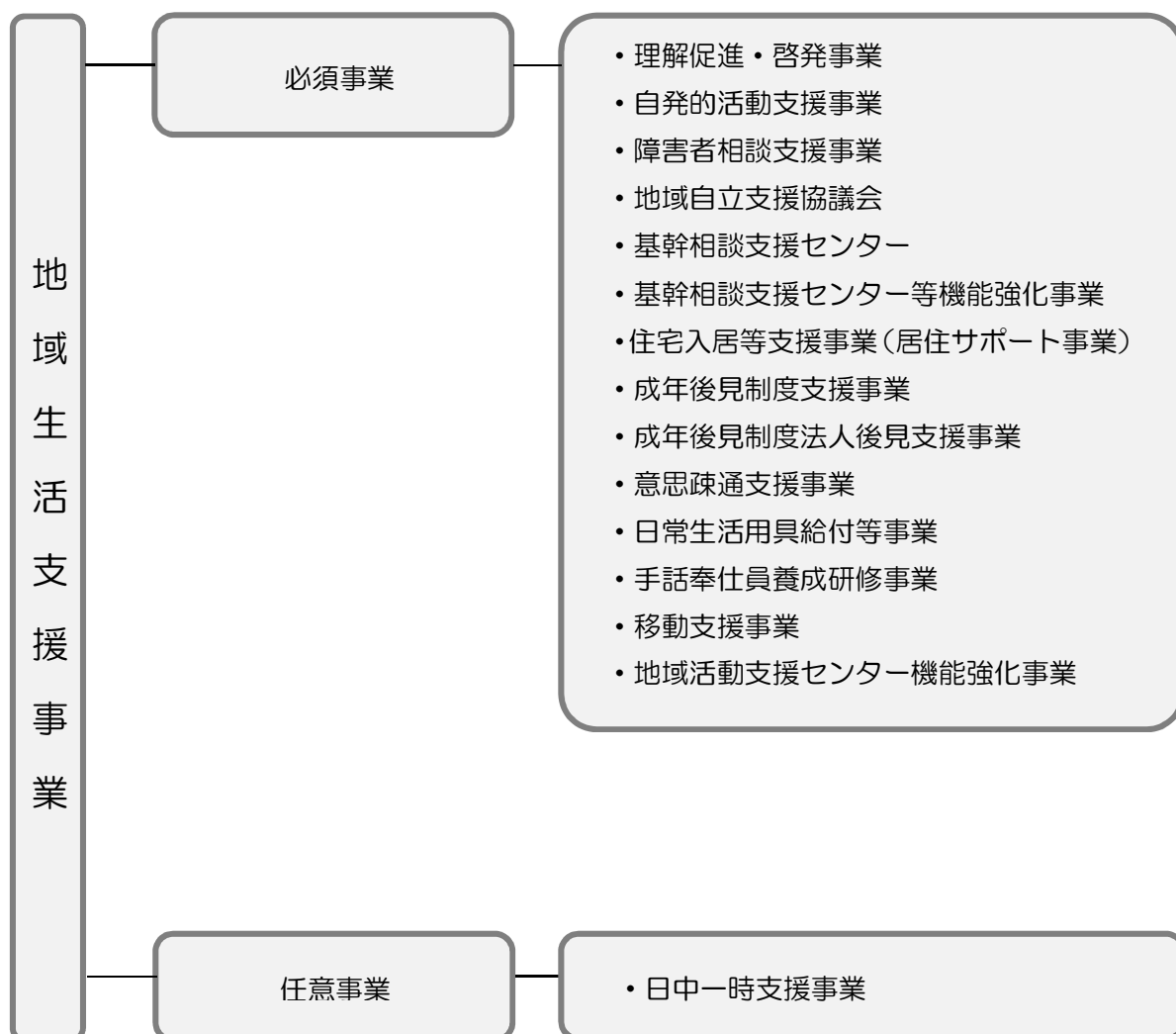
【見込み量確保に向けた今後の方向性】

利用者の意向や心身の状況などを踏まえ、一人ひとりに応じたサービス利用計画などの作成を円滑に行えるように、相談支援専門員の育成や、サービス提供事業の新規参入を促します。

3. 地域生活支援事業の見込み（活動指標）

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、効率的、効果的な実施が求められる事業です。そのため、市町村は国の定める範囲において、創意工夫を凝らした柔軟な事業を実施することが可能となっています。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれています。必須事業は、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等、基本的にすべての市町村で実施が要請されている事業です。任意事業は市町村ごとに実施内容が異なる事業であり、本町では日中一時支援事業を実施しています。



(1) 必須事業の推進

①理解促進研修・啓発事業

【事業の内容】

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【見込み量】

事業名と単位		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込み量確保に向けた今後の方向性】

障害のある人が地域で安心して生活するための環境整備として、地域社会における障害のある人の理解促進及び、ともに生きる社会の実現に向けた啓発事業を推進します。

②自発的活動支援事業

【事業の内容】

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【見込み量】

事業名と単位		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込み量確保に向けた今後の方向性】

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域住民の方々へ広報等での啓発を通して、地域における自発的な取り組みを支援します。

③相談支援事業

【事業の内容】

サービス名	内 容
障害者相談支援事業	障害がある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
地域自立支援協議会	障害のある人等の相談、助言及び情報の提供、その他の障害福祉サービスの利用支援、地域の関係機関の連携強化等を行うため、西和7町障害者等支援協議会の広域的組織として設置しています。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談をはじめ、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組み、権利擁護・虐待防止などの業務を行います。
基幹相談支援センター等 機能強化事業	まちにおける相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を町等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人について、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、障害のある人の地域生活の支援を図ります。

【見込み量】

単位：か所/年

事業名と単位		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
障害者相談支援事業	か所	3	3	4
自立支援協議会 (西和7町障害者等支援協議会での広域設置)	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター	有無	無	無	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	無	無	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有無	無	無	有

【見込み量確保に向けた今後の方向性】

相談支援事業所が実施している事業について周知を図り、相談支援事業の活性化を推進します。

障害者相談員や民生児童委員などと連携・協力し、障害のある人（児）の状況を把握し、虐待等の早期発見やひきこもり、障害のある人や家族の孤立防止などに取り組むとともに、必要な支援ニーズの把握とその対応に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

【事業の内容】

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障害のある人または精神障害のある人に対して成年後見制度の利用について必要となる経費について補助を行います。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【見込み量】

単位：件、人/年

事業名と単位		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
成年後見制度 利用支援事業	件	0	0	0
成年後見制度 法人後見支援事業	人	1	2	4

【見込み量確保に向けた今後の方向性】

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人、または精神障害のある人に対して成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。

⑤意思疎通支援事業

【事業の内容】

サービス名	内 容
意思疎通支援事業	意思疎通（コミュニケーション）支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

【見込み量】

単位：件、人/年

事業名と単位		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件	35	35	35
手話通訳設置事業	人	0	0	0

【見込み量確保に向けた今後の方向性】

複雑かつ専門性（子育て・教育・医療）の高い手話通訳が増えていることから、通訳者研修では、より専門性の高い内容を組み入れていきます。

通訳だけでなく、日常生活における相談や地域生活での支援といった幅広い内容の相談業務の充実を図り、広報を通じて周知を行います。

加齢等による難聴者も増加傾向にあるため、要約筆記者派遣事業の周知と利用促進に努めます。

⑥日常生活用具給付等事業

【事業の内容】

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業とは、重度障害のある人（児）の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

【見込み量】

単位：件/年

事業名と単位		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
日常生活用具給付等事業	件	230	235	240
介護訓練支援用具	件	0	0	0
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2
排泄管理支援用具	件	225	230	235
居住生活動作補助用具	件	0	0	0

【見込み量確保に向けた今後の方向性】

障害のある人が自力で在宅生活を営むことができるように、事業の啓発を行い、それぞれにとって必要な日常生活用具の給付を行います。

⑦手話奉仕員養成研修事業

【事業の内容】

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

【見込み量】

単位：人/年

事業名と単位		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)	人	6	6	6

【見込み量確保に向けた今後の方向性】

奉仕員養成講座を開催し、新たな担い手の確保に努めます。

⑧移動支援事業

【事業の内容】

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な視覚障害のある人、全身性の障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人及び障害のある子どもについて、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【見込み量】

単位：件、人、時間/年

事業名と単位			平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
移動支援事業	契約事業所	件	19	20	21
	実利用見込み者	人	17	18	19
	延利用見込み時間	時間	1,653	1,740	1,827

【見込み量確保に向けた今後の方向性】

移動支援事業については多くのニーズがあることから、サービス提供事業所等へ創設と受け入れの働きかけを行い、供給量の確保に努めます。また、障害のある人の社会参加の促進と、障害のある人（児）の自立に繋げるための支援の充実に努めます。

⑨地域活動支援センター機能強化事業

【事業の内容】

サービス名	内 容
地域活動支援センター事業	
I 型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。
II 型	地域において雇用・就労が困難な在宅にいる障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
III 型	利用者 10 人以上、概ね 5 年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

【見込み量】

単位：か所、人/年

事業名と単位			計画値		
			平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
地域活動支援センター機能強化 事業（全体）	か所		1	1	1
	利用者数		0	0	0
I 型	町内	か所	0	0	0
	町外	か所	0	0	0
II 型	町内	か所	0	0	0
	町外	か所	1	1	1
III 型	町内	か所	0	0	0
	町外	か所	0	0	0

【見込み量確保に向けた今後の方向性】

ニーズに応じたサービス量を提供できるよう、サービス提供事業所との連携を図るとともに、地域活動支援センターの事業を周知し、利用者の増加を図ります。

(2) 任意事業の推進

①日中一時支援事業

【事業の内容】

サービス名	内 容
日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人(児)について、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

【見込み量】

単位：件、人/年

事業名と単位		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
日中一時支援事業	契約 事業所件数	10	10	10
	実利用者 人数	3	3	3

【見込み量確保に向けた今後の方向性】

ニーズに応じたサービス量を提供できるようサービス提供事業者との連携を図ります。

第3章 第1期障害児福祉計画

1. 数値目標

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

国の基本指針

- 平成 32（2020）年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1 か所以上設置する。
- 平成 32（2020）年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 平成 32（2020）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1 か所以上確保する。
- 平成 30（2018）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を確保する。

■数値目標

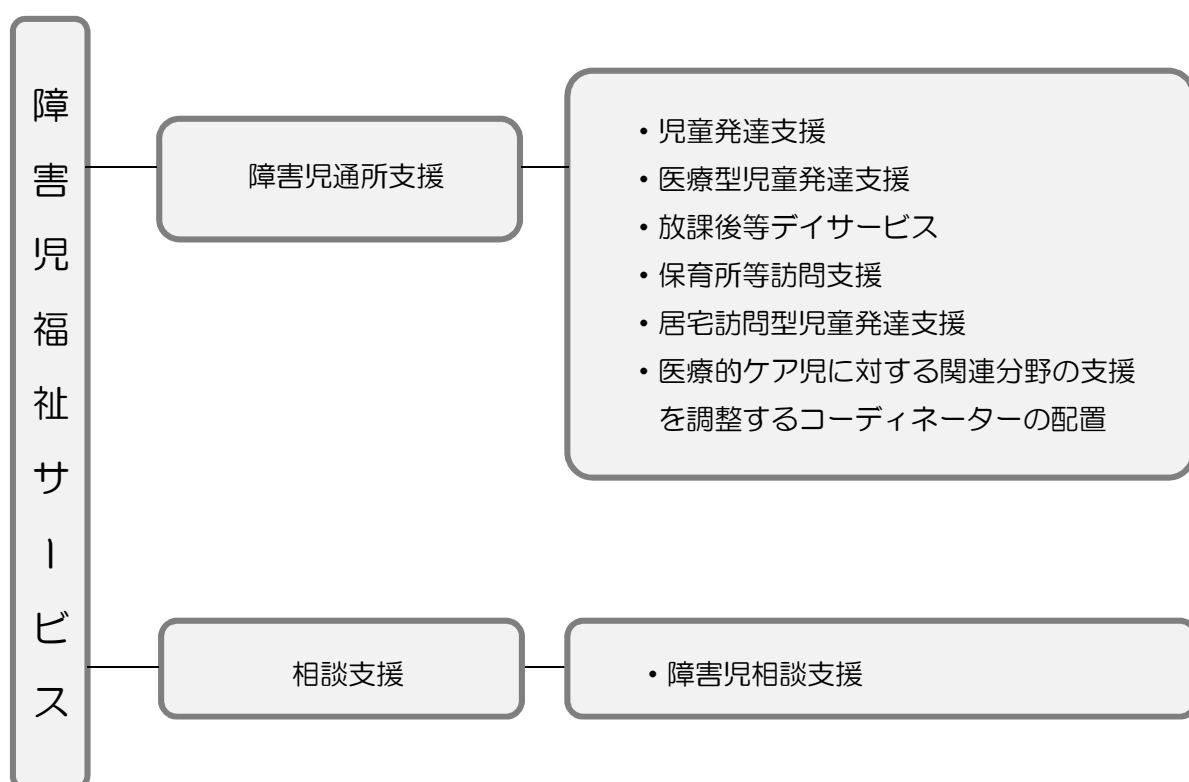
項目	平成 28 年度 末時点 の達成状況	設置予定年度	数値	設置主体
児童発達支援センターの設置数	無	平成 32 (2020) 年度	1 か所	西和 7 町 障害者等 支援協議会
保育所等訪問支援を利用できる 体制の構築	無	平成 32 (2020) 年度	有	西和 7 町 障害者等 支援協議会
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所及び放課後 等デイサービス事業所の確保数	無	平成 32 (2020) 年度	1 か所	西和 7 町 障害者等 支援協議会
保健、医療、障害福祉、保育、教 育等の関係機関が連携を図るた めの協議の場の設置	無	平成 30 (2018) 年度	有	町単独

【目標達成に向けた方策】

西和 7 町障害者等支援協議会と連携し、平成 32（2020）年度までに児童発達センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の確保、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

2. 障害児福祉サービスの見込み（活動指標）

障害児支援サービスは、児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が含まれる障害児通所支援と、障害児相談支援で構成されています。制度改正により、平成 24 年度から根拠法が児童福祉法に一本化され、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が新設されました。また、居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、今回新たに新設されました。



【サービスの内容】

サービス名	内容
児童発達支援	身体障害、知的障害、精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	身体障害、知的障害、精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	通学中の障害のある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童・生徒の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童、または今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人および当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

(1) 障害児福祉サービスの見込量

【サービスの見込み量】

位：人日、人/月

サービス名		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
児童発達支援	人日	50	60	70
	人	5	6	7
医療型児童発達支援	人日	0	0	12
	人	0	0	1
放課後等デイサービス	人日	30	40	69
	人	3	4	7
保育所等訪問支援	人日	0	0	12
	人	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	4
	人	0	0	1
障害児相談支援	人	2	2	2
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

【見込み量確保に向けた今後の方向性】

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援については、ニーズが高いことから、関係機関やサービス提供事業者と連携して実施体制の確保を図ります。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、対象となる医療的ケア児の把握に努めつつ、協議の場の設置と合わせて体制の整備を進めます。

今後も各サービスの提供を通して、療育の必要な子どもやその家族が抱える子どもの発達への不安にしっかりと対応し、事業所の確保に努めます。

第4章 計画の円滑な推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画の推進については、関係分野が協力して取り組むことが必要となることから、連携・調整を図りながら、一体となって総合的かつ計画的に各種施策を推進します。

(2) 住民参加

障害や障害のある人に対する住民の理解を深め、地域ぐるみで取り組みを支援し、基本理念である「みんながふれあい ともに暮らし 安堵するまち」を推進します。

(3) 西和7町障害者等支援協議会との連携

西和7町（三郷町、平郡町、班鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町）では、7町の行政機関及び地域の障害者団体、障害者施設、障害福祉サービス事業所が協働し、西和7町障害者等支援協議会を組織しています。

障害のある人にかかわる制度や取組みを豊かにするためには、地域における課題を洗い出し、多方面からの検討を重ね、その課題の解決を進める場が必要です。

本町では、西和7町障害者等支援協議会での話し合いを尊重し、地域に住む障害のある人等にとって必要とする支援が行き届く仕組みづくりや権利を守る体制作りを目指しています。

今後も、西和7町障害者等支援協議会と連携を図りながら、地域に住む誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

【西和7町障害者等支援協議会】



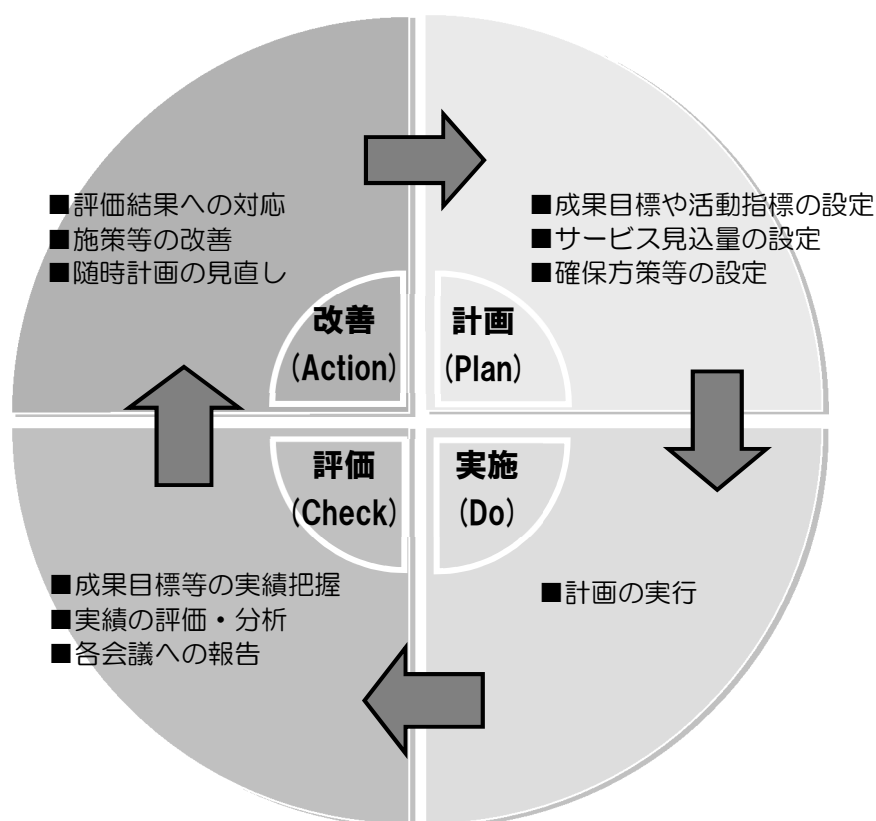
2. 計画の進行管理と評価

障害者総合支援法において、障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることとされています。

そのため、本計画では、PDCA サイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況や数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回は実績を把握していきます。その際、必要がある場合は、計画の変更や事業の見直し等を行います。

●○ PDCA サイクルとは ○●

PDCA サイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く利用されているマネジメント手法であり、PDCA とは「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」のそれぞれの頭文字を示しています。業務の遂行にあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程が、計画の質を高めていくうえで重要となります。



資料編

安堵町障害者計画及び安堵町障害福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき、安堵町障害者計画（以下「基本計画」という。）及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、安堵町障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するため、安堵町障害者計画及び安堵町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、基本計画及び福祉計画の策定に関する事項について審議する。

（組織）

第3条 委員会は委員20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（1）町民を代表する者

（2）識見を有する者

（3）福祉サービスに関する事業に従事する者

3 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項の終了の日までとする。ただし、委員の交替の必要が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、基本計画及び福祉計画が策定された日をもってその効力を失う。

策定委員名簿

	組織名（第4条第2項）	所 属	氏 名
1	町民代表	安堵町区長会代表	斧田 好比呂
2	町民代表	安堵町安寿会連合会代表	辻 修
3	関係機関町民関係団体	安堵町民生児童委員協議会代表	森本 忠士
4	関係機関町民関係団体	安堵町社会福祉協議会	山寄 重喜
5	町民関係団体	安堵町身体障害者会代表	伊藤 陞
6	町民関係団体	安堵町健康づくり推進員代表	川畑 政代
7	議会議員	安堵町議会議員	森田 瞳
8	議会議員	安堵町議会議員	田中 幹男
9	保健医療福祉経験者	安堵町医師代表	山内 優美
10	保健医療福祉経験者	安堵町歯科医師会代表	植村 博俊
11	保健医療福祉経験者	あくなみ苑苑長	高田 裕之
12	保健医療福祉学識経験者	関西大学教授	狭間 香代子
13	安堵町社会福祉協議会	安堵町社会福祉協議会局長	藤岡 征章
14	町行政	安堵町副町長	北田 秀章

計画策定経過

時期	事項	内容
平成 29 年 7 月～	障害のある人アンケートの実施・集計・分析	○448 人に調査票を配布し、 242 人から回収 (回収率：54.1%)
平成 29 年 12 月 18 日	第 1 回 安堵町第 3 期障害者計画及び 第 5 期障害者福祉計画策定委員会	○計画の骨子案について ○計画の基本的な考え方 ○安堵町の状況と課題 ○アンケート調査報告
平成 30 (2018) 年 1 月 31 日	第 2 回 安堵町第 3 期障害者計画及び 第 5 期障害者福祉計画策定委員会	○計画の素案について ○目標 ○計画推進体制

安堵町
第3期障害者計画及び
第5期障害福祉計画
(第1期障害児福祉計画)

平成30(2018)年3月
発行 安堵町 健康福祉課

〒639-1061 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 853 番地
電話 0743-57-1590 FAX 0743-57-1592

